

第1章

中国

第1章 中国	21
透明性、統一的行政、司法審査	23
(1) 透明性	23
(2) 統一的行政	24
(3) 司法審査	25
輸出入制限措置	26
(1) 輸出税を賦課する措置	26
(2) 原材料に対する輸出制限措置	26
(3) 輸出管理法	27
(4) 日本産水産物の輸入規制	29
関税	30
関税構造	30
アンチ・ダンピング	32
(1) 日本製塩化ビニリデン（PVDC ポリマー）に対する AD 措置	32
(2) 日本製アクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）に対する AD 措置	33
(3) 日本製ステンレス製品に対する AD 措置（DS601）	33
(4) 日本製ポリフェニレンスルフィド（PPS）に対する AD 措置	34
補助金	34
(1) 輸出増値税還付率変動	35
(2) 造船補助金	36
貿易関連投資措置	37
(1) 新エネルギー自動車関連の投資規制	38
(2) 自動車産業投資管理規定	39
(3) 外商投資参入ネガティブリスト	42
基準・認証制度	43
(1) 暗号法・商用暗号管理条例	43
(2) 中国サイバーセキュリティ法	44
(3) 化粧品規則	44
(4) オフィス機器に関する推奨性国家標準（情報セキュリティ技術 オフィス設備安全規範）	47
サービス貿易	48
(1) 流通	48
(2) 建設、建築・エンジニアリング	48
(3) 電気通信	48
(4) 金融	51
(5) 中国サイバー・データ関連規制	52
知的財産	59
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	60
(2) 商標における抜け駆け出願、特許・意匠・実用新案における冒認出願問	62
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	62
(4) 標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出	64
(5) 標準必須特許を巡る訴訟におけるグローバルライセンス条件の決定	65
政府調達	65
政府調達法改正	67

一方的措置・その他	68
（１）外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法	68
（２）反外国制裁法	69
（３）信頼できない実体リスト規定	70

透明性、統一の行政、司法審査

【加盟に伴う約束】

中国は、措置の内容の合理性、客観性、公平性の確保を規定した GATT 10 条及び GATS 6 条等の規定に基づく義務を負うとともに、加盟議定書等において、① WTO 協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においても WTO 上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS 又は外国為替管理に関係する法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他の WTO 加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束した。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊行物の発行・照会所の設置等も約束している。

しかしながら、2015 年に制定された国家安全法は、通常想定される主権と領土の統一性、人民福祉の保護に加え、まず政権の維持を第一の目標に掲げ、経済発展の維持も国家安全の対象とし、これらが内外からの脅威にさらされない状況を確保することとしている（同法 2 条）。そして、この総体的国家安全観に基づき、経済安全、政治安全を確保することと定めた（同法 3 条）。この総体的国家安全観と協定ルールとの間に緊張が生まれるケースもあり得よう。

【実施状況・問題点】

（1）透明性

<実施状況>

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世界貿易組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）の設置、法令公布前に意見聴取期間の設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られるが、未だに公表されていない法令や指導文書が存在が指摘される例もあるほか、公布された法令の中身が抽象的で、規制内容に不透明性が存在する例も見受けられる。例えば政府調達関連では、551 号文書や安可目録が挙げられる（詳細については、政府調達の項目参照）。

また、WTO 協定上求められている補助金の通報が不十分であるという指摘も WTO 補助金委員会等でなされており、こうした点も透明性が不徹底である一例である（詳細については、補助金の項目参照）。

情報公開に関する法律・法規の面では、2008 年 5 月に「政府情報公開条例（国务院）」が施行され、同条例によると、行政機関の組織設置、職能、事務プロセス等を含め一定の情報を公報や政府ウェブサイトなど公衆に周知しやすい形で公開すべきと規定しており、一部の中央官庁や地方政府（省、市）が予算情報や政策情報を公開するようになった。同条例については 2019 年 4 月 3 日に改正された。改正条例は全 6 章 56 か条から成り、公開範囲の拡大、公開の主体と責任の明確化、手続の詳細化を始めとして、旧条例より規定内容が大幅に拡充された。主な改正内容としては、公開を常態とする原則の明文化（5 条）、自主的公開の範囲拡大（19～21、26 条）、情報公開の義務を負う主体の明確化（10 条）、開示請求による公開の手続に関する規定の詳細化（33 条他）等が挙げられる。

2021 年 9 月 1 日に施行された「データセキュリティ法」では、国の機関が適時かつ正確な方法で政務データを公開することや、政務データのオープンプラットフォームの構築等が規定された。本規定は、公開の主体を「国の機関」としており、政府情報公開条例で対象であった行政機関よりも公開の主体の範囲を

拡大している（データセキュリティ法の詳細は、サービス貿易の項目参照）。

国務院は近年、毎年「政府情報公開工作要点の通知」を各省、自治区、直轄市、国務院各部委員会、各直属機構に配布し、その徹底を指導している。

2020 年 6 月の当該通知では、政務情報の公開の強化等が求められている。例えば、市場主体に対し、市場監督管理規則及び基準を全面的に公開することにより、市場監督管理の公正性を確保すること、各部門の窓口のサービスを強化し、市場主体に対し、さらなる正確かつ便利な政策コンサルティングを提供すること、政務サービスの透明度及び便宜性を高めること等が含まれる。2021 年 4 月に公表された当該通知では、①公開申請業務の質の向上、②政府情報公開の行政不服審査案件の審査基準の制定、③関連制度の構築の強化という方針が掲げられた。②に関し、2022 年 1 月から「政府情報公開不服審査案件に関する若干問題の指導意見」が施行され、政府情報公開案件の受理範囲の規定等が行われた。③に関しては、2021 年 1 月に「公共企業・事業単位情報公開規定制定弁法」が施行され、公共企業・事業単位の情報公開を重点的に推進することが公表された。2022 年 4 月に公表された当該通知では、①公開を通じた経済の安定的かつ健全な発展の促進、②公開を通じた社会の調和と安定維持、③政策開示の質の向上、④開示業務の基盤構築、⑤業務指導・監督の強化という方針を掲げた。

2024 年 11 月には、中国社会科学院国家法治指数研究センターが「中国政府情報公開発展報告書（2024）」を公表した。同報告書は、政務の公開性に関する第三者評価を実施したうえで政務公開の進捗状況を発表するとともに、今後も政府の情報公開意識をさらに高める努力をする必要があると指摘している。

また、国務院は 2016 年以降、政務公開の状況を対外的に発信する専用サイト「政務公開在行动」を開設しており、特設ページにて、政務公開に関する施策を時系列に公開している。2022 年 10 月 28 日に、国務院弁公庁は、「全国一体化政務ビッグデータシステム構築ガイドライン」を公表し、2025 年までの構築目標を掲げている。

司法機関の取組については、最高人民法院が 2018 年 11 月に「司法公開の一層の深化に関する最高人民法院の意見」を発表し、裁判に関する情報を速やかに公開すること、公開を原則とし、非公開を例外とすること、メディアによる世論監督を積極的に受け入れることなどが定められた。また、2019 年 2 月 27 日に同法院から発表された「中国法院の司法改革（2013 - 2018）」によれば、2013 年以降、インターネット上での情報公開が進んでおり、2023 年 10 月時点で「中国裁判文書ネット（裁判文書約 1 億 4299 万件を掲載）」、「中国法廷審理公開ネット（法廷審理のライブ中継映像約 2246 万件を公開）」、「中国審判フロー情報公開ネット（開廷公告記録 476 万件を公開）」、「中国執行情報公開ネット（失信被執行人約 798 万人を公表）」、「全国企業破産再生案件情報ネット（破産、強制清算案件公告約 41 万 8000 件を公表）」などのウェブサイトを通じて情報公開が行われている。

＜国際ルール上の問題点＞

上記の政府情報公開条例施行後には、2019 年の改正を始めとしてそれなりの進展があるものの、実施細則等含め未だに公開に当たっての行政体制が整っていないこと、土地開発使用状況など公衆が強い関心を持っている情報はあまり公開していないこと、また一部の地方都市において、国家機密に該当するあるいは申請された情報が存在しないといった理由で十分に公開が進んでいないなど、透明性が不十分とも言える。また、パブリックコメントが実施されたとしても、意見聴取期間についてはほとんどが 30 日程度に設定されており、比較的短いことが指摘される。これらが WTO 協定の所管事項に関わるものである場合は、措置の客観性・公平性の確保を規定した GATT 10 条又は GATS 6 条、また、透明性確保を規定した加盟議定書 2 条及び日中韓投資協定 10 条（透明性）に違反する可能性がある。

（2）統一的行政

＜実施状況＞

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において、互いに矛盾

のない法令が整備されることが必要である。また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

近年、中国では、税関、税務、金融などの重要分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやすい分野において「垂直管理」改革を実施し、各レベルの行政不統一による行政の非効率がある程度改善され、また、中央政府と一部の地方政府が行政機関の簡素化・合併を行っている。

しかし、中央と地方の関係において、垂直管理はほとんど進まず、逆に食品薬品に関する垂直管理制度は省レベル以下では撤廃され、中央政府が食品薬品監督管理において地方政府の責任を強化したいと表明するなどの動きも見られる。また、中央政府内でも未だに統一的な行政が行われていない例も見られる。

2021年7月に施行された「行政処罰法」に関連して、2022年8月に国务院弁公庁は「行政裁量基準の制定及び管理のさらなる規範化に関する意見」を公表した。さらに、同意見の制定を受け、2022年10月には、国家市場監督管理総局が、「市場監督管理における行政処罰の裁量権の規範化に関する指導的意見」を公表した。本指導的意見においては、行政処罰における裁量権行使の基本原則として公平公正の原則を追加し、行政処罰裁量権基準がある場合、厳格な評価を経ることで裁量権の濫用を避ける等、行政裁量権の濫用防止に資する内容も含まれている一方で、個別事案において、裁量権基準を適用すると著しく公平に害する場合、一定の手続を経て適用規範を調整することも認めている。また、行政不服審査法は、2023年9月に改正され2024年1月に施行された。本改正では、行政不服審査の管轄体制の変更や、行政不服審査による行政紛争の解決能力の強化などが行われた。また、2024年11月には、国务院应急管理庁が「应急管理行政裁量権基準」を制定した。同基準は、国家レベルで应急管理分野における行政処罰の基準を統一し、また裁量権を規制し、違法行為に対応する法的根拠、裁量幅、適用条件、具体的な基準などを規定したものである。また、法律、行政法規、部門規則における原則的な規定や一定の柔軟性を持つ執行権限、裁量幅などを細分化、定量化する規定も含む。しかし、中央政府についてのみ適用されるものであって、地方政府の権限等と齟齬が生じる可能性は残存する。

＜国際ルール上の問題点＞

上記のように中央政府と地方政府との間で不統一な解釈・運用がみられるが、これは中央政府・地方政府間での法令・措置の統一的な適用・運用を規定した加盟議定書2条(A)2項に違反する可能性がある。

(3) 司法審査

＜実施状況＞

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等）、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が設置された。また、2007年には行政再議申請人の既得利益を保護すること等を規定した「行政再議法実施条例」が公布・施行され、2008年には最高人民法院より行政訴訟案件の管轄、訴訟撤回問題について詳細に規定した司法解釈も出されるなど、制度整備面では改善が見られ、近年行政訴訟案件は増大している。他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていた。また、例えば、中国の「行政訴訟法」（1990年）を実施する中で、地方法院が各種理由で受理すべき行政案件を拒否する現象が多い。この問題に対処するために、「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国行政訴訟法』改訂に関する決定」が中国第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で2014年11月1日に通過し、2015年5月1日から施行されている。これは、行政訴訟法が1990年10月1日に施行されて以来初の改訂である。これまでの行政訴訟は、立件・審査・執行とも難しく、訴訟で解決すべき問題が往々として投書・陳情の方法で訴える「法より投書・陳情」という現象が見られていたが、これらの問題に対し2015年の改訂では、訴訟ハードルの引き下げや受理範囲の拡大、受理妨害の排除、審査基準の厳格化、応訴職責の強化が盛り込まれている。2017年6月に、行政訴訟法がさらに改正され、行政機関が法律に基づいて職務を遂行しない場合、人民検察院は、法律に基づいて人民法院に訴訟を提起する旨の

条項が増設されている。

なお、禁訴令を巡る動きについては、下記「知的財産 (4) 標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出」を参照。

<国際ルール上の問題点>

上記のように、裁判所が行政訴訟案件の受理を不当に拒否した場合には、行政機関の決定を司法機関に訴える機会を保障した加盟議定書 3 条(D) 2 項に違反する可能性がある。本章「知的財産 (4)」参照。

輸出入制限措置

(1) 輸出税を賦課する措置

中国は、2006 年 11 月 1 日に輸出税暫定税率調整表を施行し、その後輸出税品目や輸出税率を度々変更している。

しかし、中国は、WTO 加盟議定書 11 条 2 項において、附属書 6（輸出税禁止に対する例外リスト）に掲げられた産品（フェロマンガ、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等 13 品目）に課税する場合又は GATT 8 条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税する税及び課徴金をすべて廃止するとしている。そのため、これらの例外産品以外に課税している場合には、WTO 加盟議定書の約束に違反していると考えられる。

なお、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税賦課措置については、WTO 紛争解決手続（DS431、432、433（中国のレアアース等に対する輸出規制措置：第 II 部第 3 章 4. 主要ケース(5)参照）において協定不整合と判断され、中国は 2015 年 5 月に撤廃した（詳細については、2017 年版不正貿易報告書 18 頁・21 頁参照。）。

(2) 原材料に対する輸出制限措置

<措置の概要>

2002 年 1 月 1 日、「2002 年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関する通知で、輸出許可制度の対象となる合計 54 品目の商品及び同許可証発行機関が規定された。「2015 年輸出許可証管理貨物目録」では、上記の対象は 591 品目へと増加している。

このように、中国は WTO 加盟後も引き続き原材料・中間製品に対する輸出数量制限を実施している。GATT 20 条 (g) においては、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国の原材料・中間製品に対する輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT 20 条 (g) では、「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めているが、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分がある。

また、中国政府は、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な業者や数量を管理している。

<国際ルール上の問題点>

GATT 20 条 (g) では、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国のレアアース等についての輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないかと、また、GATT 20 条 (g) ではその前提条件として「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めており、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分があることか

ら、GATT 11 条及び 20 条（g）との整合性につき疑義がある。

<最近の動き>

アンチモン、インジウム、クロム、コバルト、銅、グラファイト、鉛、マグネシア、滑石、タンタリウム及び錫に対する輸出規制措置（輸出税・輸出数量制限等）について、米国（DS508）及び EU（DS509）がそれぞれ 2016 年 10 月、パネル設置要請を行ったが、その後パネル構成には進んでいない。

（3）輸出管理法

<措置の概要>

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたが、2017 年 6 月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を含む輸出管理法（出口管制法）の法案（第 1 次草案）を公表した。その後 2019 年 12 月に第 2 次草案、2020 年 7 月に第 3 次草案が公表され、パブリックコメントや草案の修正の後、2020 年 10 月に成立、同年 12 月に施行された。さらに、輸出管理法及び暗号法に基づく輸出入管理品目リストも、2021 年 1 月に施行された。これにより、暗号通信に係る機器等の輸出入が許可申請の対象となった（なお、これらの品目については、2020 年 12 月輸出入管理品目リスト定例改正に際して、従来中国において輸出管理が行われていた大量破壊兵器関連品目等とともに、単一のリストに統合された）。さらに、2024 年 12 月、輸出管理法の下位法令として「両用品目輸出管理条例¹」及び「両用品目輸出管理リスト²」が施行された。同条例は、軍用又は民生用のいずれにも利用できる「両用（デュアルユース）品目」を輸出管理の対象としており、従来複数の下位法令³により実施されてきたこれらの品目の輸出管理について一括して規定している。

また、2023 年 7 月には、ガリウム・ゲルマニウムの関連品目の輸出管理を実施するとの公告を出し、8 月より施行した。さらに、2023 年 10 月、黒鉛関連品目の臨時輸出管理措置の公告を発表し、12 月より施行した。輸出管理の対象について「その他の人造黒鉛」等から「人造黒鉛材料及びその製品」に変更されたほか、天然黒鉛も追加された。加えて、2024 年 8 月 15 日付で、商務部・海関総署公告 2024 年第 33 号アンチモン等の品目の輸出管理に関する公告⁴が公表、同年 9 月 15 日付で施行され、アンチモン関連品目、超硬材料関連品目等も輸出管理の対象となった。最近では、2025 年 2 月 4 日、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目及び関連技術 25 種類を輸出管理の対象とする商務部および海関総署公告 2025 年第 10 号が公布され、即日施行された⁵。

依然として制度の全容は不明瞭な点もあり、また、下記のとおり WTO 協定不整合性が疑われる条文も存在し、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与えるおそれがある。また、2024 年 12 月、中国は、商務部公告 2024 年第 46 号によりガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連品目の米国への輸出を原則不許可とし、黒鉛関連両用品目の審査も厳格化する旨公表しており、輸出管理が恣意的に運用されている懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

輸出管理措置への安全保障例外（GATT 21 条 b 項）の適用については先例がないものの、本法に含ま

¹ 中国商務部「両用品目輸出管理条例」

（https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_bf56a4c613eb47af85712117561d609e.html）（2025年2月3日最終閲覧）

² 中国商務部「両用品目輸出管理リスト」（<http://images.policy.mofcom.gov.cn/file/20241120/56691732080580306.pdf>）（2024年12月18日最終閲覧）

³ 核両用品及び関連技術輸出管理条例、ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例、生物両用品及び関連設備と技術輸出管理条例並びに特定化学品及び関連設備・技術輸出規制弁法。

⁴ 中国安全管理局「商務部・海関総署公告 2024 年第 33 号アンチモン等の品目の輸出管理に関する公告」

（https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_a4711acb06364199a3c5a06d7f2be6d8.html）（2024年12月18日最終閲覧）

⁵ 「商務部・海関総署公告 2025 年第 10 号 タングステン・テルル・ビスマス・モリブデン・インジウムに関連する品目への輸出管理の実施決定」（2025 年 2 月 4 日公布）

（https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html）（2025 年 2 月 7 日最終閲覧）。

れる下記(a)-(d)の措置については、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、GATT 21 条の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT 11 条）に抵触する可能性がある。

(a) 規制対象品目の過剰な拡張のおそれ

本法は、規制対象品目リストについて、「本法と関連法律・行政法規の規定に依拠して、輸出管理政策に基づき」制定される（9 条）と規定しており、同条自体は具体的な考慮事由を明記していない。しかし、本法上、輸出管理業務の目的として挙げられている「総体国家安全観」（33 条）は、幅広い要素（経済、文化、社会、科学技術、資源等の安全を含む）を国家安全保障の対象と捉える中国固有の国家安全保障の概念であり、狭義の安全保障目的に留まらず、産業・通商保護目的を含みうる。また、法全体を通して「国家の安全と利益」が目的・考慮要素とされているものの、第 1 次草案・第 2 次草案で挙げられていた「国家の安全」に対して、成立した本法では「国家の利益」が追記されており、産業政策的考慮を予定していると解しうる。さらに、リスト外品目に関する臨時管理（9 条 2 項・12 条 2 項）や特定の輸入者やエンドユーザーによる輸出入を規制する輸出管理規制ユーザーリスト制度（18 条）等による広範な規制も可能とされている。これらについては両用品目輸出管理条例でも規定されている（臨時管理について同条例 12 条、輸出管理規制ユーザーリスト制度について同条例 28 - 30 条）ことに加え、中国は輸出管理規制ユーザーリストに米国企業を追加し（2025 年 1 月 2 日：28 社⁶、2025 年 3 月 4 日：15 社⁷）、それらへの全両用品目の輸出を禁止する旨発表しており、引き続き具体的な運用を注視していく必要がある。さらに、同条例 26 条により、当局に非協力的な輸入者やエンドユーザーを「注視リスト」に追加し、注視リストに掲載された者は①包括許可の申請や輸出証書の取得の禁止、②個別許可申請の際のリスク報告書提出義務等の制限を受けるという制度が新設され、この注視リストについても今後の運用に注意を要する。

この点、本法の起草説明が、立法の必要性として、「重要戦略稀少資源の保護」も挙げていたことも考慮すると、例えば、「総体国家安全観」に含まれる「資源の安全」を根拠に、レアアース等の戦略的稀少物資を規制対象とする等、規制対象品目を過剰に拡張することが懸念される。2024 年 12 月に両用品目輸出管理リストが施行されたが、その後も2025 年 2 月 4 日にタングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目及び関連技術 25 種類が輸出管理の対象として追加されており、規制対象品目の範囲の広がりには引き続き注視を要する。

(b) 技術開示要求のおそれ

本法は、両用（デュアルユース）品目（技術・サービスを含む）の輸出申請につき、関連資料を法規に従ってありのままに拠出する義務を規定し（21 条）、また、エンドユーザー及び最終用途に関して、輸出者の証明書提出義務（15 条）や、中国当局による評価・調査（17 条）を規定している。これらの規定から、中国規制当局が、該非判断にあたって重要なソースコード等の技術情報について過大な開示を要求する可能性や、エンドユーザー及び最終用途の確認プロセスを通して合法的に日本企業の機微情報に直接アクセスし窃取することが可能になることが懸念される。「両用品目輸出管理条例」においても、輸出許可申請の際の技術説明または試験報告書等の提出義務（16 条）や、エンドユーザー及び最終用途に関して、輸出者の証明書提出義務（24 条）が規定されている他、エンドユーザーへの実地検証（17 条、26 条）についても規定されており、本法と同様の点が懸念される。いずれの措置も詳細が細則に委ねられているため、今後下位法令による提出書面の具体的な規定ぶりや運用を注視する必要がある。

(c) 報復措置（対等の原則）の規定

本法には、他国が中国に対して輸出規制を濫用し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼす場合は、中国は当該相手国に対して「相応の措置」を講じうる旨の規定（48 条）がある。本規定は、商務部草案には含まれ、第 1 次草案・第 2 次草案では削除されていたものが、成案で復活したものである。本条文に基づき、

⁶ 商務部公告2025年第1号（https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_efbe2d2540e845a59a70f2d0768f671f.html）（2025 年3月13日最終確認）

⁷ 商務部公告2025年第13号（https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_23aa2fcf1fca4e4c9edb6bec193acfe0.html）（2025 年3月13日最終確認）

必ずしも安全保障を目的としない一方的な輸出規制措置が講じられるおそれがある。

(d) 再輸出規制・域外適用の規定

本法は、中国外の組織・個人による本法違反も規律対象とし（第44条）、また、再輸出規制を実施する（45条）旨が規定されているが、詳細は細則に委ねられている。この点に関して、「両用品目輸出管理条例」では、再輸出規制を実施する旨の一般規定（48条）に加え、49条において、①中国原産の特定の両用品目を含み、統合し、混合した中国域外で製造された両用品目、②中国原産の特定の技術等の特定品目を使用して中国域外で製造された両用品目及び③中国原産の特定の両用品目について、中国域外の組織及び個人が、中国域外で特定の目的国、地域、組織又は個人へ提供する場合、同条例の関連規定を執行するよう関連事業者に「要求することができる」と規定している。同条例49条は概ね米国の措置と同様の再輸出規制を規定していると考えられるが、他方で、「要求することができる」という中国当局が裁量的に本条を適用できる文言が規定されており、キャッチオール規制のような運用を念頭に置くかのような点もある。この点を踏まえ、抑制的に運用されるのではないかという見方もあるが、具体的にどのような場面で再輸出規制が適用されるのかが不明確であり、依然として国際法上許容されない国内法の過度な域外適用が行われる懸念が残っている。2024年12月に公表された米国軍事用途向けの両用品目輸出禁止措置（商務部公告2024年第46号）においては、「いかなる国や地域の組織・個人であっても、（中略）中華人民共和国を原産とする関連両用品目を米国の組織及び個人に移転又は提供」することが規制対象となると明示されており、再輸出規制の執行を想定していると考えられる。下位法令による明確化や具体的な事例を含め、今後の動向を注視する必要がある。

<最近の動き>

日本産業界は、国際的ルールや慣行に即した透明性のある制度の実現を求めて、中国に対して意見書を提出してきた（意見書提出の経緯については2023年度版不公正貿易報告書参照）。2020年11月には、CISTEC・経団連・日機輪等、国内の10産業団体が、中国輸出管理法等の懸念点を指摘し、政府レベルでの対応を求めた「中国及び米国の域外適用規制について」と題する要請書を経済産業省に提出した。

これを受けて、同月に梶山経済産業大臣から産業界に対し、サプライチェーン上のリスクを把握すること・各国制度を超えた過度な委縮は不要であることを呼び掛け、不当な要求があれば経済産業省が前面に立って支援を行う旨発言した。

2018年3月以降のWTO物品理事会や、経済産業省と中国商務省との二国間会談（直近では2025年3月に武藤経済産業大臣と王商務部長が会談）等において、中国に対して、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。また、2023年11月には日中輸出管理対話の設置に合意し、2024年1月の第1回開催以降、2025年3月までに計4回開催した。中国側に、制度の透明性向上と協定整合的な運用を求めている。また、G7各国とも問題意識を共有し、2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットの首脳声明では、「中国に対し、特に重要鉱物について、世界的なサプライチェーンの重大な混乱につながり得る輸出管理措置をとることを控えるよう」求める旨が明言された。

(4) 日本産水産物の輸入規制

<措置の概要>

中国政府は、2023年8月の日本の東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）からのALPS処理水の海洋放出を契機に、食品安全への懸念に対処するためとして、日本産水産物の輸入を全面的に停止すると発表し、同月、SPS協定附属書B6（緊急の場合の措置実施後の通報）に基づくWTO通報も実施した。

<国際ルール上の問題点>

福島第一原発からのALPS処理水の海洋放出は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）安全基準等

の国際基準に沿った措置であるところ、中国は食品安全への懸念と述べるのみで、処理水放出が日本産水産物の安全性に与える具体的なリスクについて何ら科学的根拠を示しておらず、また客観的なリスク評価が適切に行われたか否かも定かではない。よって、当該輸入停止措置は、SPS 協定 で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。

<最近の動き>

日本は、2023 年 9 月、中国の WTO 通報に対して反論書面を WTO に提出し、当該反論書面は、全メンバーに回覧された。また、SPS 協定附属書 B 6 (c) に基づく討議の要請を行うほか、RCEP 協定緊急措置に関する規定に基づく討議の要請を行った。加えて、WTO・市場アクセス委員会（2023 年 10 月、2024 年 3 月、2024 年 6 月、2024 年 11 月）、SPS 委員会（2023 年 11 月、2024 年 3 月、2024 年 11 月、2025 年 3 月）、物品理事会（2023 年 11・12 月、2024 年 12 月）でも、日本は、中国の措置は WTO 協定上の懸念があるとして早期撤廃を求めた。

2024 年 9 月 20 日には、IAEA のグロッシー事務局長と岸田総理が電話会談を実施し、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した。

同日、日本と中国の関係当局間で発表された「日中間の共有された認識」において、「日本側は、中国を含む全てのステークホルダー国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で海洋放出の重要な段階における長期的かつ国際的なモニタリングが拡充されることを歓迎するとともに、中国を含む全てのステークホルダー国がこれに有効に参加し、それら参加国による独立したサンプリングや分析機関間比較が実施されることを確保する。」「中国側は、IAEA の枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリングに有効に参加し、参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき、当該措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる。」こととなった。

2024 年 10 月には、この追加的モニタリングの一環として、福島第一原発近傍海域において、IAEA の枠組みの下で中国を含む参加国の分析機関関係者による採水が実施された。2025 年 1 月には、中国政府から中国の分析機関による分析が完了し、その結果が正常であった旨公表された。

2025 年 2 月には、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、中国を含む第三国分析機関の関係者が福島第一原発近傍での海水の採水、水産物の選定、希釈前の ALPS 処理水の採水を実施した。

これに関連して、2024 年 11 月の石破総理と習国家主席、武藤経済産業大臣と王商務部長、2024 年 12 月の岩屋外務大臣と王外交部長、2025 年 1 月の江藤農林水産大臣と海関総署との会談において、ALPS 処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する 2024 年 9 月の日中両政府による発表をしっかりと実施していくことが重要であることを確認した。

さらに、2025 年 3 月の日中ハイレベル経済対話では、双方は、「日中間の共有された認識」が着実に履行されていることを共に評価した上で、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致した。同月、武藤経済産業大臣と王商務部長が会談し、武藤経済産業大臣から「日中間の共有された認識」が着実に履行されていることを評価し、日本産水産物の輸入回復の早期実現を求めた。

引き続き ALPS 処理水の海洋放出に関する日本の取組やモニタリングの結果等を丁寧にかつ透明性高く説明するとともに、中国側に対して日本産水産物の輸入再開を早期に実現するよう求めていく。我が国の立場が規制の即時撤廃であることに変わりはなく、政府として、2024 年 9 月の発表を踏まえ規制の撤廃につなげていく考えである。

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許

税率の定義は、第2部第5章1を参照。

<措置の概要>

税関法、輸出入関税条例及び輸出入税測及び関連法規において、輸入関税、輸出関税及び特殊関税（AD関税、相殺関税、SG関税など）が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品、原材料、設備又は国が輸出を推奨する製品などに対する税制優遇措置（関税及び増値税の免除・還付減免税及び還付）などがある。

中国の2023年時点の非農産品の単純平均譲許税率は9.1%だが、オートバイ（最高45%）、写真用又は映画用材料（最高35%）、カラーモニター（20%）、自動車（15%）、TV（15%）、プロジェクター（最高12%）等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2023年時点の非農産品目の単純平均実行関税率は6.4%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

中国が2001年のWTO加盟に際して約束したITA（情報技術協定）への参加については、2003年4月のITA委員会において承認された。しかし、コンピュータと接続性のある複合機やプロジェクターについてITAの対象品目として無税とすべきところ、関税を賦課しており、ITAの履行に不透明さが残っている。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結したITA拡大交渉（詳細は、第Ⅱ部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、中国は、2016年9月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、テレビジョンカメラ（35%）、録音・再生機器（30%）、テレビ受信機器（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年7月に撤廃された。

2018年4月に開催されたボアオ・アジアフォーラムにおいて、習近平国家主席は重要講話を発表し、対外開放拡大のための措置の1つとして主体的な輸入の拡大を掲げた。具体的には自動車輸入関税の大幅削減、その他製品の輸入関税軽減が盛り込まれた。

2023年12月20日、国務院関税税則委員会は、「国務院関税税則委員会 2024年関税調整方案に関する公告」を公表している。1010品目（関税割当品目は含まない）について最優遇国税率（MFN税率）より低い輸入暫定税率を実施している。具体的には、塩化リチウム、低ヒ素蛍石、燃料電池用ガス拡散層等の中国国内で不足している資源や重要な設備、部品に対する輸入税率が引き下げられており、一部の抗がん剤や希少疾病用の医薬品及びその原料にゼロ関税が適用され、特殊医療用途食品等の輸入関税が引き下げられている。

また、2024年1月1日から、国内産業の発展と供給需要の変化に基づき、中国が世界貿易機関（WTO）加入時の約束の範囲内で、エチレン、プロピレン、第6世代以下の液晶ガラス基板など一部品目の輸入関税が引き上げられている。

2024年4月26日、「中華人民共和国関税法」が可決されており、同法は2024年12月1日から施行されている⁸。同法の施行により、「中華人民共和国輸出入関税条例」が同日で廃止された。関税法は現行の関税制度を原則的に維持し、全体としての税負担水準を変更せず、輸出入関税条例及び関連政策規定を法律として制定した。

石炭に関する輸入関税の一時的免除措置は2023年12月31日付で終了し、2024年1月1日から、石炭の輸入関税が引き上げられている。

⁸ 中華人民共和国関税法（https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202404/content_6947843.htm）

アンチ・ダンピング

[加盟に伴う約束]

中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置及び相殺措置に係る規則・手続を AD 協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している⁹⁾。

また、中国以外の WTO 加盟国が、中国産品について AD 措置に係る調査を行う際の価格比較（ダンピングマージンの計算）に関し、輸出価格を中国の国内価格と比較するのではなく第三国価格と比較することが認められている（中国加入議定書 15 条）。

背景として、中国には市場経済が浸透しておらず、適切な国内価格が存在しない、との考え方がある。この根拠となった中国加入議定書 15 条の一部である 15 条（a）（ii）は、加盟後 15 年の 2016 年 12 月で失効した（同特例失効後の中国の取り扱いについては、国際的な論点になった（いわゆる「市場経済国問題」）。）。詳細については、本報告書第 II 部第 6 章参照。）。

[個別措置]

中国は、1995 年以降、302 件の AD 調査を開始しているが¹⁰⁾、中国による AD 調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は 54 件であり¹¹⁾、うち 44 件について AD 措置が発動されている¹²⁾（いずれも 2024 年 6 月 30 日時点）。現在、20 件の我が国産品に対する中国の AD 課税が継続している（2024 年 6 月 30 日時点¹³⁾）。

中国の AD 調査及び AD 措置については、以下の事案に見られるように、損害及び因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD 協定に整合的でない点が見られる。また、過去の中国による AD 措置についても、不適切なサンプリング調査や手続の透明性の欠如といった問題が指摘されている。中国は、WTO 加盟に伴い、AD 措置に係る規則・手続を AD 協定に整合させることを約束しており、今後も引き続き WTO 協定との整合性を注視し、必要に応じて改善を求めていく。

(1) 日本製塩化ビニリデン（PVDC ポリマー）に対する AD 措置

中国当局は、2017 年 4 月、日本製塩化ビニリデンに対する AD 課税措置を決定した。本決定においては、価格の押下げの認定及び因果関係の認定につき、それぞれ説明が不十分であるという問題がある。最終決定が行われるまで、日本政府は、本件公聴会や AD 委員会において上記指摘を行い、また、政府意見書の提出などにより改善を求めてきたが、結果的に WTO 協定整合性に疑義がある決定が行われた。本件詳細は、2018 年版不公正貿易報告書 10 頁参照。

<最近の動き>

2022 年 4 月、中国政府は、本 AD 措置のサンセット・レビューを開始し、2023 年 4 月に措置の継続が決定された。我が国としては、WTO 協定に整合的でない AD 措置の早期撤廃・是正を行うよう、本件措置について、産業界とも協力しながら引き続き注視していく。

⁹⁹⁾ 中国加入議定書 (WT/L/432)

¹⁰⁾ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf

¹¹⁾ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsRepMemVsExp.pdf

¹²⁾ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresRepMemVsExp.pdf

¹³⁾ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/ADP/N399CHN.pdf&Open=True>

(2) 日本製アクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）に対する AD 措置

2017 年 11 月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本及び韓国からのアクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）の輸入に対する AD 調査を開始した。日本政府は、2018 年 5 月に行われた公聴会に参加し、本件調査に国際ルール上の懸念があることを指摘すると共に、政府意見書の提出、また、同年 4 月及び 10 月の AD 委員会における発言などを行い、上記の国際ルール上の問題点について指摘してきた。このように、我が国としては、本件調査が WTO 協定に整合して行われるよう、産業界と連携しつつ、中国政府に働きかけてきたところであるが、中国当局は、同年 11 月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、WTO 協定整合性に疑義のある最終決定を行った。本件詳細は、2022 年版不公正貿易報告書 28 頁参照。

<最近の動き>

日本政府は、2018 年 5 月に行われた公聴会に参加し、本件調査に国際ルール上の懸念があることを指摘すると共に、政府意見書の提出、また、2018 年 4 月及び 10 月の AD 委員会における発言などを行い、上記の国際ルール上の問題点について指摘してきた。このように、我が国としては、本件調査が WTO 協定に整合して行われるよう、産業界と連携しつつ、中国政府に働きかけてきたところであるが、2023 年 11 月、中国政府は、本AD措置のサンセット・レビューを開始し、2024 年 11 月に措置の継続が決定された。我が国は、中国が、WTO 協定に整合的でない AD 措置の早期撤廃・是正を行うよう、産業界とも協力しながら引き続き注視していく。

(3) 日本製ステンレス製品に対する AD 措置（DS601）

<措置の概要>

2018 年 7 月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板(カットシート及び厚板)及びステンレス熱延コイルの輸入に対する AD 調査を開始し、2019 年 7 月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、AD 税賦課の最終決定を行った。

<国際ルール上の問題点>

調査対象のステンレス製品（スラブ、熱延鋼板(カットシート及び厚板)及び熱延コイル）は、それぞれ物理的形状、価格帯、販路、用途が大きく異なり、お互いに代替性を欠く多種多様な製品を包含する。ところが、中国政府は、価格効果の有無を判断するにあたり、これら多種多様な製品の平均価格の低下傾向を指摘するのみで、対象輸入品が国内価格に与える影響を実質的に分析しておらず、AD 協定 3 条 2 項に整合しない懸念がある。

また、調査対象国・地域（日本、EU、インドネシア及び韓国）からの輸入による効果を累積（一括）評価しているが、かかる累積評価は輸入/調査対象国間における競争状況からみて適切であることが求められるところ、価格帯も製品特性もまったく異なる 4 か国・地域の産品を何ら合理的な理由なく累積評価した疑いがあり、AD 協定 3 条 3 項に整合しない懸念がある。

<最近の動き>

2021 年 9 月にパネルが設置され、2023 年 6 月に中国による本件措置の WTO 協定違反を認定するパネル報告書が発出された。報告書に基づき合意された勧告の履行期限である 2024 年 5 月までに措置が是正されることはなかったものの、同年 7 月に開始されたサンセット・レビューの対象に日本は含まれず、同月の措置期間末日をもって措置は撤廃された。

(4) 日本製ポリフェニレンスルフィド（PPS）に対する AD 措置

<措置の概要>

2019 年 5 月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本、米国、韓国及びマレーシアからのポリフェニレンスルフィド（PPS）の輸入に対する AD 調査を開始した。我が国は中国政府に対し、国際ルール上の問題点について WTO・AD 委員会や二国間で繰り返し懸念を表明したが、2020 年 11 月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、WTO 協定整合性に疑義のある最終決定を行った。本件詳細は、2024 年版不正貿易報告書 24 頁参照。

<最近の動き>

我が国は、中国が、WTO 協定に整合的でない AD 措置の早期撤廃・是正を行うよう、産業界とも協力しながら引き続き注視していく。

補助金

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、補助金協定 3 条 1 項（a）及び（b）が定める輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃するとともに、i）開発途上国への特別な扱いに係る一部規定（補助金協定 27 条 8 項、9 項、及び 13 項）について、その適用を求めない旨、ii）補助金協定 25 条 1 項及び 2 項が定める自国が交付する特定性を有する補助金（国有企業が当該補助金の受給者の大部分を占めているか、国有企業が均衡を失するほどの多額の補助金を受けている場合には特定性を有する補助金）を隔年で WTO に通報する旨、iii）モノ・サービス貿易、TRIPS 又は外国為替管理に関する法令や措置については、統一的、公平かつ他の WTO 加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されることを約束した。この点については補助金通報において根拠法令とされている法令が公表されていない事例があると他加盟国から補助金委員会等において指摘されている。

さらに、WTO 協定の一部規定を超え、加盟国等が情報提供を求めることができる照会所を設立し、原則として 30 日以内に返答するという約束もした。しかし、この点についても補助金委員会等において、加盟国政府が補助金に関する照会を行っても義務であるはずの回答がなされていないと指摘されている。また、農産品に係る輸出補助金を維持及び導入しないことを約束するなど、農業協定の一部規定を超える約束をしている。詳細は 2017 年版不正貿易報告書 29 頁参照。

[横断的問題点（通報を含む）]

<措置の概要>

中国は、近年、重点産業に対する補助金（低利融資、税制優遇、債務免除等を含む、WTO 協定で定義されるところの広義の補助金）支出を拡大させる一方、その支出の透明性が低いことが WTO 加盟国等から指摘されている。また、補助金の支出の透明性の低さは、歪曲性のある補助金交付を助長しやすく、鉄鋼・アルミ等の分野をはじめとする様々な分野における過剰生産能力の問題につながっている疑いがある。更に、国有銀行等を通じた融資や国家投資ファンド等の多様なツールにより、①政府系金融支援を通じて、企業に対する政府の影響力が強化されること、②政府支援が呼び水となって民間資金が集中することで、特定産業に大量の資金が流れ込み、結果として過剰生産を招くこと、③政府支援が高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性が懸念される。日本などは、補助金委員会において、歪曲性のある補助金は発展途上国の工業化にも悪影響を与える可能性があるとも指摘している。

＜国際ルール上の問題点＞

補助金協定においては、特定性を有する補助金を WTO へ隔年に通報することが義務付けられており、補助金委員会場で、通報が行われた補助金に関する審査が行われている。しかしながら、2001 年の WTO 加盟以降、中国が初めて通報を行ったのは 2006 年 4 月であり、また 2016 年 7 月に初めて、地方の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべき補助金が通報されないなどの問題がある。

中国は、不透明な補助金支出を含む大規模な政府支援により、鉄鋼・アルミ産業等において過剰生産能力を生じさせてきた。中でも、アルミ産業への各種補助金により中国に過剰生産能力が発生している問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定 5 条等に違反する可能性がある。また、2017 年以降、米国は、中国のアルミ地金産業への補助金（政策金融及び投入物（石炭・アルミナ・電気）の安値提供）を WTO 補助金協定違反として二国間協議を要請し（DS519）、中国産アルミ板材に対するダンピング及び補助金の存在並びにそれらに基づく損害をそれぞれ認定し、ダンピング税及び相殺関税の賦課を決定している。更に米国は、アルミに対する 232 条調査（第 3 章一方的措置（2）参照）においても、中国を始めとする外国政府の補助金等に起因するアルミの世界的な過剰供給によって、米国のアルミ地金産業の生産能力に重大な悪影響が生じた旨を認定している。（詳細は 2021 年版不正貿易報告書第Ⅰ部補助金（1）アルミ補助金参照。）

＜最近の動き＞

中国は、近年、新エネルギー自動車等を国家戦略産業と位置付け、政府支援を急速に拡大しており、今後、各国の産業競争力上重要な先端産業でも、過剰生産等の問題が拡大する懸念がある。更に、支援の手法も、補助金や優遇税制のみならず、政府系金融機関等を通じた低利融資や国家投資ファンドによる大規模出資など多様化しているものとみられ、不透明さが一層増大している。例えば、半導体産業支援の国家投資ファンドについては、中央・地方政府それぞれのものがあるが、中国はそれらのファンドの多くは補助金にはあたらないとして、WTO への通報は行っておらず、当該支援について公表されている情報は限定的である。

2024 年に行われた対中 TPR においても、多くの加盟国から、中国の不透明な産業支援や、国有企業を用いた市場への広範な介入に対し懸念が示されている。また、事務局による調査レポートでは、世界的に大きな影響を及ぼし得る鉄鋼や EV、半導体分野への支援に関する情報が不透明であり、政府ガイダンスファンドによる投資の詳細も公表されておらず、WTO 補助金委員会への通報も実施されていないとの指摘がされた。

我が国としては、中国とのバイ会合において補助金政策の透明性向上を要請するとともに、毎年の WTO 補助金委員会や、2024 年の対中国貿易政策検討会合（TPR）において、米 EU 等と共に補助金や過剰生産能力問題に関する議論を提起してきている。また、G7 や G20 等では、主要な産業分野における過剰生産能力に対処することや、公平な競争条件の確保に向け、市場歪曲的な産業補助金や慣行に対処することに注力している。引き続き、他の WTO 加盟国とも連携し、中国が加盟時の約束を遵守し、通報・透明性向上を確保しつつ、制度を補助金協定整合的に運用するよう、WTO を含む国際会議や二国間協議の場を通じて中国側に求めていく。

【個別措置】

（1）輸出増値税還付率変動

中国の輸出時の増値税還付については、還付率の調整に関する法令の公布から発効までの期間が短い場合が散見される。

例えば、2018 年 5 月 1 日に施行された、製造業や交通運輸、基礎通信サービスなどの業種・農産品等の増値税率の引き下げは、同年 3 月 28 日に公布されており、公布から発効まで約 1 ヶ月間の期間しか設けられていない。また、2018 年 9 月 15 日に施行された、集積回路や書籍など 397 品目を対象とした輸出増値

税の還付率の引き上げに至っては、同年 9 月 5 日に公布されており、公布から発効までの期間が 10 日しか設けられていない。この期間の短さは以前よりは改善されているものの、依然として企業が政策の変更に余裕を持って対応することが難しい状況である。

さらに、2020 年 3 月 17 日には、同年 3 月 20 日から、磁器衛生器具等の 1084 項目の商品の輸出還付率が 13 % に引き上げられ、植物成長調節剤等の 380 項目の商品の輸出還付率が 9 % に引き上げられる旨が公表された。2021 年 4 月 26 日には、同年 5 月 1 日からの、一部鉄鋼製品の輸出増値税還付の取り消しが公表された。また、同年 7 月 28 日には、同年 8 月 1 日から、さらなる鉄鋼製品の輸出増値税還付の取り消しを公表した。

規制・措置の急な変更については、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められる。

また、2018 年から 2021 年の 4 年間において、上記を含め 5 回もの税率調整が行われている。補助金協定上間接税の払戻しは原則として補助金とはみなされないため、増値税の還付自体は形式的には補助金協定に違反しない。しかし、このように頻繁に還付率を変更していることから、事実上、産業政策の一環として恣意的に間接税を操作しているとも考えられる。間接税の恣意的な操作は、仕向地主義（最終消費者の所在地である仕向地国が課税権限を有するという考え方）という同協定附属書の背景にある考え方と相容れず、実質的に輸出補助金であるとして補助金協定違反を問える可能性がある。

また、2022 年 6 月に、対象業種として、それまでの 6 業種（製造業等）に卸売・小売業、教育業等の 7 業種が追加されたため、計 13 業種において 2022 年 7 月の納税申告以降増値税還付を受けることができる。

他方で、2024 年 11 月には、同年 12 月 1 日から石油製品や太陽光パネル関連製品、リチウムイオン蓄電池など 209 品目の輸出製品に対する増値税の還付率を 13 % から 9 % に引き下げることを発表。加えて、銅材やアルミ材等 59 品目に対する増値税還付を廃止した¹⁴。

(2) 造船補助金

<措置の概要>

中国では、自国造船業に対し、生産設備等への補助金拠出による政府支援の実施や、政府系金融機関による大規模金融支援等の公的助成が実施されていること等が報道されており、これらの措置は市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれがある。

<国際ルール上の問題点>

中国政府による自国造船業に対する公的助成については、造船業が抱える供給能力過剰問題の解決を遅らせ、他国に悪影響をもたらす可能性がある。

<最近の動き>

2024 年 10 月の第 139 回 OECD 造船委員会において、中国造船業の構造や公的支援をはじめとした造船政策について議論を行っている。

また、米国は 2024 年 4 月に中国の海事・物流・造船分野における政策・慣行等に対する通商法 301 条調査（第 2 章一方の措置・域外適用（1）参照）を開始すると発表した。2025 年 1 月、米国は調査結果を公表し、中国が海事・物流・造船分野の不合理な支配を目的に非市場経済的な措置等を講じているとして、通商法 301 条による追加関税その他の輸入制限措置の対象となると結論付けた。米国は、具体的な措置の案として、中国で建造された船舶を運航する海運事業者に対する米国港湾に入港する際の入港手数料賦課や米国製品輸出の一定割合について米国籍船利用を義務づけ、その割合を段階的に増やす措置等を提案しており、最終的な措置の内容は、パブリックコメントや公聴会等の結果を踏まえて、決定される。

¹⁴ 「輸出税還付政策の調整に関する公告」（財政部・国家税務総局公告 2024 年第 15 号）
（https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202411/t20241115_3947628.htm）

中国における公的助成については、引き続き情報収集に努め、WTO 協定との整合性を注視していく。

貿易関連投資措置

[加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT 3 条違反となるローカルコンテンツ要求（国産品を一定比率以上使用することを義務づける）や、GATT 3 条及び 11 条違反となる輸出入均衡要求（原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない）等の TRIMs 協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している（加盟議定書 7 条 3 項）。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリー別許可制度は維持するものの、加盟後 2 年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の 3,000 万ドルから加盟 1 年後に 6,000 万ドル、加盟 2 年後に 9,000 万ドル、加盟 4 年後に 1.5 億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制（50 %未満）の撤廃を約束した。

<実施状況>

上記約束に沿って、中国は 2000 年 10 月から 2001 年 7 月にかけて、外資 100 %企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合弁経営企業法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。これら外資三法は、2016 年 9 月にも一部改正が行われた。改正内容は、いずれも、これまで審査・認可事項とされていたものに関して届出管理を適用するというものである。

なお、2015 年 1 月、商務部は、外資三法を統合した外国企業による対中投資に関する基本法として、会社法をはじめとする関連法令等の整合を図るなど時代の流れに沿った改正を加えた、「中華人民共和国外商投資法（外国投資法）」の草案を発表し、2015 年 2 月までパブリックコメントを募集したが、提出されたパブリックコメントに応じた動きはなく、同草案は結局公布されなかった。しかし、国務院は、2018 年 12 月に外商投資法の新たな草案を発表し、改めて 2019 年 2 月までパブリックコメントを募集した。

2019 年 3 月に開催された第 13 期全国人民代表大会（全人代）第 2 回会議にて外商投資法が成立し、2020 年 1 月 1 日より施行された。外商投資法は外国企業の中国投資に関する基本法であり、総則、投資促進、投資保護、投資管理、法律責任、附則の全 6 章、合計 42 条からなる。本法では、強制技術移転の禁止（22 条）を明記するほか、市場参入前からの内国民待遇の付与（4 条ほか）、政府調達において、外資企業の中国産品を対等に扱うこと（16 条）、自由な海外送金（21 条）、外資企業の苦情解決メカニズムの構築（26 条）等を規定している。一方、外商投資の安全審査制度の確立（35 条等）や、他国の差別的措置への報復規定（40 条）など、各国が懸念を持つ規定がある他、外商投資法自体は具体的な内容を規定しておらず、同法に基づく措置の実際の内容や影響は、細則の規定を含む運用次第、という面が強い。

施行と同時にこれまでの外商投資についての法律である合弁企業法、独資企業法、合作企業法が廃止された。合弁企業では董事会が最高の権力機関で、合弁企業の解散等には董事会の全会一致決議が必要など独特の制度があったが、外資三法の廃止に伴い、これらの制度も廃止され、会社法の制度に統一された。

2023 年 8 月、中国・国務院は、「外商投資環境のさらなる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見」を発表し、外資企業に対する内国民待遇の保障（法に基づく政府調達への参加の保障、法に基づく標準策定業務への平等な参加の支援、および支援政策の平等な享受）等、外資誘致のための政策措置を打ち出した。

さらに、2024 年 3 月、中国・国務院は、同年 2 月付の「高水準の対外開放を確実に推進し、外国投資の誘致・活用に一層努力するための行動計画」を発表した。同行動計画には、外資参入ネガティブリストの

合理的縮小、外商投資奨励産業目録と外資プロジェクトリストの拡大、公正競争に違反する行動や政策措置の一掃、外資企業と本社間のデータフローの支援、越境データフロー規定の改善等の外資誘致のための取組が盛り込まれている。

また、2025 年 2 月、中国・商務部と国家発展改革委員会は「2025 年外資安定化行動方案（アクションプラン）」を発表した。同アクションプランは、外資企業による投資誘致と安定化に向けた取り組みの強化策として、「自主的開放の秩序ある拡大」、「投資促進レベルの引き上げ」、「オープンプラットフォームの機能向上」、「サービス支援の強化」の4つの分野で構成され、外商投資奨励産業目録の拡大や、市場参入ネガティブリストの更なる項目削減、政府調達における国産品の標準体系の確立など、全 20 項目が示された。

<問題点>

上記のように、国内法を WTO 協定に整合的になるよう改正する動きもあるが、依然として協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見られ、これらは早急に是正されるべきである。

<最近の動き>

2025 年 3 月に開催された第 6 回日中ハイレベル経済対話において、公平性・予見性・透明性あるビジネス環境の整備を求めるとともに、中国による重要鉱物の輸出管理、政府調達における内資系企業・国産優遇、対日アンチ・ダンピング調査、データ越境移転規制、過当競争による経済への影響等に関する日本側の懸念や問題意識を伝達し、中国側による是正・対応を求めた。また、同月、武藤経済産業大臣と王商務部長の会談においても、ビジネスに関わる企業関係者の安全確保や透明で公平なビジネス環境を確保することが極めて重要である旨を伝達し、重ねて中国側による是正・対応を強く求めた。

[個別措置]

(1) 新エネルギー自動車関連の投資規制

2009 年 7 月 1 日には、国内自動車産業の育成と省エネ対策を推し進めるため、工業信息化部により「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規則」と「新エネルギー自動車生産企業参入条件及び審査要求」が実施された。これらの規制では、各メーカーは参入に際し、研究開発機構の設置、製造する新エネルギー自動車の技術情報を開示すること等が求められている。また、2015 年 6 月 2 日、発展改革委員会と工業信息化部が公布した「新設純電動乗用車企業管理規定」（2015 年第 27 号令）（同年 7 月 10 日施行）は、業界障壁を取り払い、市場の優れた技術力を電動乗用車産業競争に参画させることを目的としており、参入範囲は拡大した一方、研究開発能力やイノベーション要求は厳しく設定されることとなった。また、2017 年に公表された「新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入管理規定」別紙 1 の「新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入管理規定」（2017 年 1 月 6 日公布、2017 年 7 月 1 日施行）において、新エネルギー自動車製造業への参入許可を得るに当たり、製造業者が、関連技術を「理解し掌握」（Understand and Master）していることを示すべき要件が課されている。本要件は、文面上、中国への技術移転を要求していないが、合併規制及び出資比率規制により、外資自動車製造業者が中国で事業を行うには合併会社を設立する必要があると、かつ、外資の出資比率は 50% 以下である必要がある点等から、事実上、外資自動車製造者に、新エネルギー自動車の関連技術の中国への移転を要求する形で適用され、投資に伴う技術移転要求を禁止した中国加盟議定書 7 条 3 項に違反する可能性が懸念されていた。

<最近の動き>

2020 年 2 月、工業信息化部は、上記新エネ自動車産業参入管理規定の改定案（第一次草案）を発表し、同年 3 月までパブコメを実施した。第一次草案では、外資企業などに、新エネ自動車全体・コア部品・コア技術の研究開発拠点や技術情報のデータベースを合併企業（中国国内）に保有することを求める規定が削除され、製造業者に求められる要件は、主に、①生産する新エネ自動車に適応した技術保証能力を備え

ること（部品や技術領域などの具体的指定なし）及び②試験検証能力を持つこと、に簡素化された。

同年4月7日、工業信息化部は同規定の新たな改定案（第二次草案）を公表し、同年5月7日までパブリックコメントを実施。第二次草案は、参入条件から「製品の設計・開発能力」（5条）を削除し、技術ハードルを低くした。また、「12カ月以上生産を停止しているNEV企業を公示する」（23条）旨の規定につき、「12カ月以上」を「24カ月以上」に変更し、生産停止期間の長期化を容認する方針を示した。同年8月19日、工業信息化部は、「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規則」の改訂版（全文）を公布、同年9月1日より施行となった。

新法では新エネルギー自動車製造業への参入条件が緩和されたため、2018年に新エネルギー車の外資出資比率規制制限が撤廃されたことと合わせ、本規制に基づく事実上の技術移転要求等の懸念は概ね解消されたといえる。

（2）自動車産業投資管理規定

＜措置の概要＞

2018年7月、国家発展改革委員会は、自動車産業の新規及び生産拡大のための投資要件を定める「自動車産業投資管理規定」（法案）を公表し、同規定は2019年1月発効した。

本規定の目的として、自動車産業投資プロジェクトの参入基準を整備し、民間資本を合理的な投資方向へ導くこと、従来型燃油自動車の新規生産能力を制御し、新エネルギー自動車の発展を推進することなどが挙げられている。また、投資プロジェクトの具体的な許可要件が、製造車の駆動システムや製造部品の類型に応じて規定されている。下記では、許可要件の代表的な規定例を挙げる。

① 燃油自動車：エンジンによって駆動する自動車。従来型燃油自動車、普通ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車を含む。

- ・ 独立自動車メーカーの新規投資は禁止されている。
- ・ 既存自動車メーカーによる生産拡大は、以下の要件をいずれも満たす必要がある。（ただし、プラグインハイブリッド車投資プロジェクトは、(b)及び(e)は適用されない。）
 - (a) 前2年度の自動車生産能力利用率がいずれも業界平均水準を上回っている。
 - (b) 前2年度の新エネルギー車の生産台数比率がいずれも業界平均水準を上回っている。
 - (c) 前2年度の主要営業収益に占める研究開発費用支出の比率がいずれも3%を上回っている。
 - (d) 製品が国際競争力を有する。
 - (e) プロジェクト所在省の前2年度の自動車生産能力利用率がいずれも同製品種別の業界平均水準を上回り、かつ業界管理部門で特別に公示する同製品種別の燃油自動車企業が存在しない。

② 純電気自動車：モーターによって駆動する自動車。燃料電池自動車を含む。

- ・ 独立系純電気自動車企業の新規投資については、投資プロジェクト所在省、投資プロジェクトを新設する企業、株主がそれぞれ以下の要件を満たす必要がある。
 - (a) 所在省：前2年度の自動車生産能力利用率が業界平均水準を上回っているか、既存の新設独立系の同一カテゴリーの純電気自動車企業投資プロジェクトが、いずれも完成し、かつ、年生産台数が建設規模を達成している。
 - (b) 企業：製品研究開発機関・専門研究開発チームを有し、コンセプトデザイン・システム・構造設計の経歴と能力を有し、研究開発製品の主要技術指標が業界最高水準に達していること、中核技術の知的財産権を有し、授権・確認を得ていること等。
 - (c) 株主：プロジェクトが完成し年生産台数が建設規模を達成するまで資本金を引揚げないこと、基幹部品の知的財産権と生産能力を保有していること等。
- ・ 既存自動車メーカーによる、同一カテゴリーの純電気自動車の生産能力拡大については、燃油自動車企業は前2年度の自動車生産能力利用率が業界平均水準を上回っており、純電気自動車企業は、前年度の純電気自動車生産台数が建設規模に達していること等。

③ 車載用電池

- 新規投資は、コア部品の生産能力建設、研究開発機関・専門研究開発チームを有すること等。

＜国際ルール上の問題点＞

投資プロジェクトの許可要件として、①研究開発機関の設置を求める点や、②投資プロジェクトを実施する企業に中核技術の知的財産権を有し、授権・確認を得ることを求める点は、法令の文言が実際のどのような効果をもたらしか精査する必要がある。

具体的には、①については、事実上中国における研究開発機関の設置が求められる場合、②については、合弁規制及び出資比率規制により、事実上、外資自動車製造者に、新エネルギー自動車の関連技術の中国への移転を要求する形で適用されている場合（上記（1）参照）は、投資の権利の配分が、あらゆる種類の実績要求（技術移転要求や、中国での研究・開発実施要求を含む）に条件づけられていないことを確保する旨を規定した中国加盟議定書 7 条 3 項に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

本法案のパブリックコメント実施後、我が国は国家発展改革委員会に対して、ハイレベルを含め数次にわたり WTO 協定違反の可能性が疑われる懸念点を指摘して改善を要求し、産業界もパブリックコメントを提出した。その結果、草案段階では含まれていた、燃油自動車投資プロジェクトの生産拡大に関して、生産台数に占める輸出台数の比率として一定水準以上を求める要件などが削除されて施行された。他方で、上記のとおり、依然として適用次第では WTO 協定に違反する可能性がある要件が含まれているため、今後の運用状況を注視する必要がある。

<図表 I-1-1> WTO 加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改正事項
企業設立、パフォーマンスの要求等	『外商投資パートナー企業登録管理規定』 (2010年3月)	・「外商投資産業指導目録」禁止類の業種、「合併に限る」、「合作に限る」、「合併・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「中国側相対的マジョリティ」などが明記される業種、又は外資比率要求のある業種につき、外資パートナー企業の設立を禁止。 ※ 2014年3月1日に改訂されたが、その内容は、国内企業を含む全ての企業の管理方法が「年度検査」方式から「年度報告」方式への変更に伴うものであり、実質的な変更は無い。
	『外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度の整備に関する通知』(2011年2月)	・外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度を整備する。外国投資者の国内企業の合併・買収について、国家発改委・商務部がイニシアティブを取り、合併・買収の関連業種と分野によって、関連官庁と連携して合併・買収の安全審査を行う。
	『商務部の外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度の実施に関する規定』(2011年8月)	・商務部が外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度を実施する際の具体的な手続について規定する。
	『外商投資性企業の関連管理措置をより一層改善することに関する通知』 (2011年12月)	・外商投資性会社の国内ローンが国内再投資に使ってはならない。★地元の外貨管理局の審査・許可を得た上で、外商投資性会社の中国での合法的所得が国内投資に直接利用することが可能になる。(従来は所得を登録資本金にしてからはじめて国内投資に使える)
	『外商投資企業苦情処理業務弁法』 (2020年10月)	・中国商務部が、外資企業の権益保護強化及び投資環境の向上を目的に、外資企業による行政への苦情処理について規定。 ・商務部投資促進事務局に全国外商投資企業クレームセンターが設置されたほか、各省市・自治区レベルの担当窓口が公開された(弁法には県レベル以上の政府には苦情対応窓口を設置すると規定あり)。
	『外商投資安全審査弁法』(2021年1月)	・中国国家発展改革委員会・商務部が、外商投資法及び国家安全法に基づき、外資企業が中国に投資する際の安全審査に関する規則を公布。 ・対象範囲は「軍事関係、国家の安全にかかわる重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大な装備製造、重要なインフラ、重要な運輸サービス、重要な文化製品とサービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、鍵となる技術及びその他の重要な分野」と規定されているが、具体的な範囲は不明。

(注) 2009年以前に改正された主な貿易関連投資措置については2013年版不公正貿易報告書参照。

(3) 外商投資参入ネガティブリスト

2021 年 12 月 27 日、国家發展改革委員会は、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）2021 年版¹⁵⁾」を公布した（商務部令第 47 号、2022 年 1 月 1 日施行）。

さらに、2024 年 9 月 6 日付で、同委員会は「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）2024 年版¹⁶⁾」を公布し（商務部令第 23 号）、同年 11 月 1 日に施行した。

2024 年版による改訂は、1995 年に「目録」が初めて公布されて以来、12 回目の改訂にあたる。2021 年版には 31 項目の特別管理措置が含まれていたが、2024 年版では「製造業」の項目（出版物の印刷は中国側の持分支配とする規制、及び、漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産の禁止）が削減され、全 29 項目に減少した。

2024 年版における特別管理措置は以下のとおりである。

1. 小麦粉の新品種の選抜育種及び種子生産の中国側の持分は 34 % を下回ってはいけない。トウモロコシの新品種の選抜育種及び種子生産は、中国側の持分支配とする。
2. 中国で希少なものと中国固有の貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）の生産への投資を禁止する。
3. 農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選抜育種及びその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資を禁止する。
5. レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱への投資を禁止する。
6. 原子力発電所の建設及び経営は、中国側の持分支配とする。
7. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
8. 国内水上輸送業者は、中国側の持分支配とする。
9. 公共航空輸送業者は、中国側の持分支配とし、かつ外国人投資家及びその関連会社による投資割合は 25 % を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。民用航空業者の法定代表者は中国国籍保持者でなければならず、農業、林業、漁業の民用航空業者は合弁に限り、その他の民用航空業者は中国側の持分支配とする。
10. 民間飛行場の建設及び経営は、中国側の相対持分支配とする。国外企業は空港管制塔の建設及び運営に関与してはならない。
11. 郵政事業者、郵便物の国内配送業務への投資を禁止する。
12. 電気通信業者：中国の WTO 加盟時に開放を承諾した電気通信業務の範囲内に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が 50 % を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は中国側の持分支配とする。
13. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く。）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス（これらのサービスのうち、中国の WTO 加盟時に開放を承諾したものを除く）への投資を禁止する。
14. 中国の法律にかかる事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く。）への投資を禁止し、中国国内法律事務所のパートナーとなてはならない。
15. 市場調査は合弁に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。
16. 社会調査への投資を禁止する。
17. 人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発及び応用への投資を禁止する。
18. 人文社会科学研究機関への投資を禁止する。

¹⁵⁾ https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202112/t20211227_1310020.html?code=&state=123（2025 年 2 月 5 日確認）

¹⁶⁾ https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202409/t20240907_1392875.html（2025 年 2 月 5 日確認）

19. 大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図及びナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する（鉱業所有権者が鉱業権限範囲内で行う作業はこの特別管理措置の制限を受けない。）。
20. 就学前教育機関、普通後期中等教育機関及び高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に限り、中国側主導（校長又は主な事務責任者が中国国籍保有者で、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員の割合が1/2を下回らない）とする。
21. 義務教育機関及び宗教教育機関への投資を禁止する。
22. 医療機関は合併に限る。
23. 報道機関（通信社を含むがこれに限らない。）への投資を禁止する。
24. 書籍、新聞、定期刊行物、映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
25. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのオンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務の実施を禁じる。
26. ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む。）事業者への投資を禁止する。
27. 映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者及び映画の輸入業務への投資を禁止する。
28. 文物の競売を行う競売業者、文物を扱う商店及び国有の文物を扱う博物館への投資を禁止する。
29. 文芸公演団体への投資を禁止する。

基準・認証制度

〔個別措置〕

(1) 暗号法・商用暗号管理条例

<措置の概要>

「暗号法」は2019年10月に全人代で可決され、2020年1月1日に施行された。本法では、暗号を、中核暗号、普通暗号及び商用暗号に分類し、それぞれの暗号について、国家規格の技術要件への適合義務や、販売・使用の許可や輸出入の許可、検査・認証等を行うことを規定している。「暗号法」施行に伴い、1999年に施行された「商用暗号管理条例」の改正草案が作成され、2020年8月にパブリックコメントが実施された上で、2023年4月27日に「商用暗号管理条例」が改正、公布された。本条例は、暗号法の下位法令に位置づけられ、国家の秘密事項に当たらない情報を暗号化する製品や技術（商用暗号製品・技術）の安全性審査や国家規格の技術要件への適合義務、輸入許可・輸出規制等の詳細を規定している。2024年7月19日には、商用暗号無作為採取検査事項リスト（2024年版）が施行され、暗号法に定められる、無作為の採取検査の対象範囲が拡大された。

<国際ルール上の問題点>

暗号法及び商用暗号管理条例については、条文中に用いられている用語の定義や審査の具体的要件、具体的な規格、適合性評価手続の内容、対象範囲等について不明確な部分が多い。運用によっては、外国企業の中国国内での活動及び中国市場への参入が阻害され、中国が主張する国家安全保障という目的達成のために必要以上に貿易制限的な規制となるおそれがあり、暗号法はTBT協定2条2項及び5条1項2号並びにGATS6条5項に違反する可能性がある。また、暗号法及び商用暗号管理条例における認証や輸入

許可の規定について、外国製品及びサービスの競争条件が、同種の国内製品及び国内サービスに比して事実上不利な状況となる場合には、TBT 協定 2 条 1 項及び 5 条 1 項 1 号、GATT 3 条並びに GATS 17 条が規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。さらに、暗号法における強制規格や適合性評価手続の基礎として、国際規格や国際標準化機関の指針等が用いられていない場合には、TBT 協定 2 条 4 項及び 5 条 4 項に違反する可能性がある。商用暗号管理条例も具体的な規格及び適合性評価手続の内容や、運用によっては、上記内国民待遇義務に違反する可能性に加え、TBT 協定 2 条 2 項、2 条 4 項、5 条 1 項 2 号及び 5 条 4 項に違反する可能性がある。

<最近の動き>

暗号法については、2017 年及び 2019 年に実施されたパブリックコメントの際に日本政府から意見提出を行ったほか、2017 年 6 月以降の WTO TBT 委員会（以下「TBT 委員会」）において、米国、EU 等と共に懸念を表明してきたが、2020 年 1 月 1 日に施行された暗号法には、ソースコードの開示要求禁止規定が追加された等一部の改善を除き、各国の懸念点はほぼ反映されなかった。商用暗号管理条例についても、2020 年 9 月に実施されたパブリックコメントの際に、日本政府からは、用語の定義や審査の具体的要件、規制の対象範囲が依然として不明確である点等に関してコメントを提出するとともに、2020 年 10 月以降の TBT 委員会や、2021 年 10 月の WTO 対中貿易政策審査会合（TPR）でも検討状況について情報提供を求め、問題を指摘している。

(2) 中国サイバーセキュリティ法

*本法の「基準・認証制度」に係る問題については、本章の下記「サービス貿易」（5）中国サイバー・データ関連規制のうち、1）サイバーセキュリティ法の項目を参照。

(3) 化粧品規制

<措置の概要>

中国化粧品管轄当局（2018 年 3 月から国家薬品监督管理局（NMPA）に改組。）により、2018 年 12 月、化粧品の基本法である「化粧品衛生監督条例」（以下、「衛生監督条例」という。）を改正する「化粧品監督管理条例」（以下、「監督管理条例」という。）の草案が TBT 通報され、同監督管理条例は 2020 年 6 月に公布、2021 年 1 月 1 日に施行された。監督管理条例は、化粧品生産販売活動を規範化し、化粧品に対する監督管理を強化し、化粧品の品質及び安全性を保証し、消費者の健康を保障することを目的としている。中国政府は、条例の改正に伴い、具体的な詳細を規定する下位法令の公布も実施しており、多くは既に施行又は TBT 通報されている。監督管理条例や下位法令では、中国の化粧品規制に対して、日本が TBT 委員会等で繰り返し表明してきた懸念の一部が改善されているものの、依然として以下のとおり懸念が存在する。

1) 化粧品新原料規制

衛生監督条例では、化粧品生産業者又は輸入業者は、化粧品新原料の使用時又は初回の輸入前に中国化粧品管轄当局に許可申請を行い、中国化粧品管轄当局の審査を受ける必要があると規定されており、その下位法令である「化粧品行政许可申告受理規定」（2010 年 4 月施行）や、化粧品新原料の申請及び評価に関するガイドラインである「化粧品新原料申請及評価指南」（2011 年 7 月施行）において、化粧品新原料の定義、遵守事項、申請手続、評価原則等が一定程度明確化されている。しかしながら、衛生監督条例下での新原料の登録実績は 8 件であるところ、新原料を含む化粧品の生産及び輸出ができない事態が継続していた。

加えて、衛生監督条例における上記化粧品新原料申請及評価指南 3 条（Ⅱ）2（2）によれば、新原料は複合物質であってはならないとされており、単一物質での申請、安全性評価を要求している。植物エキス

や発酵液等の中には、実質的に溶媒と新物質に単離困難な原料があることや、仮に単離できたとしても、その工程中に化学的变化が起こり、実際に化粧品に配合される原料とは別の物質になる可能性があり、単一物質による評価は安全性の適正評価とはならない懸念がある。

また、衛生監督条例の下での新原料の審査においては、製造工程における手順・反応プロセス・反応条件の詳細等の企業秘密に係る情報の開示を要求するケースがあるほか、審査終了後、当該情報を中国化粧品管轄当局のウェブサイト上に掲載した事例があり、企業秘密が公開される懸念がある。

しかしながら、監督管理条例では、複合物質による安全性評価が認められるか否かについて何ら規定されておらず、新原料に関する情報については、「原料の関連情報を一般社会に公開する」とされており、関連情報の範囲によっては、企業秘密に係る情報が公開対象となるおそれがある。また、中国は、2020年11月に、関連する下位法令である「化粧品新原料登録届出資料規範」案についてTBT通報している。同資料規範案は、原料の使用制限量や品質規格等の企業秘密を含み得る項目を公開すること、「化粧品安全技术規範」に定められた試験方法に従って化粧品新原料の毒性試験を実施することを求めており、国際的に認められた試験法による実施は制限されている。

2021年3月に公布され、同年5月に施行された「化粧品新原料登録届出資料規範」においては公開対象の項目の一部が削除されるなど日本政府の要請がある程度反映されたが、国際的に認められた試験法の適用制限については改善されていない。

2) 化粧品ラベル規制

2014年11月、衛生監督条例の下で策定された中国化粧品表示規則の意見募集稿が公布され、同年12月に中国化粧品管轄当局よりTBT通報がなされている。その後、「化粧品ラベル管理弁法」として2021年6月に公布、2022年5月に施行されている。

同弁法においては、「化粧品ラベルを、貼付け、切り取りの方法で修正、補足してはいけない。」とされており、パッケージへのラベルの貼付けが禁止される可能性があり、印刷によるラベル表示が義務付けられるとすれば、中国向けの化粧品専用のパッケージを製造しなければならないことになる。

また、同弁法では、全成分表示、品質保証期限等の記載事項に加えて、生産加工者名をラベルに記載しなければならないとされており、その目的として、違法製品の法的責任を追及しやすくするためと説明されているが、本来品質責任を法的に担保する企業の記載のみで足り、実際の生産加工者の記載までを要求する必要性は説明されていない。

加えて、同弁法では、効果効能試験の結果を製品に表示した場合、当該試験の詳細が記載されたレポートが、中国化粧品管轄当局が指定したウェブサイトで公示され、監督を受けなければならないとされている。

これらに対して、監督管理条例では、ラベルの貼付けが認められることが明記されている一方で、新たに「貼り付けられた中国語ラベルは（原産国における）原包装ラベルと一致しなければならない」と規定されているが、原包装ラベルの表示は原産国の法規に適合するように設計されているため、その内容が必ずしも中国の法規に適合しない懸念がある。

また、監督管理条例では、化粧品の品質・安全性を保証すべき者として「生産販売者」、「登録者又は届出者」、「化粧品生産企業」等が混在しており、製品責任者が統一されておらず、引き続き、ラベルに生産加工者名の表示が求められている。

加えて、中国は、2020年11月に、監督管理条例の下で策定された中国化粧品ラベル管理弁法案について、TBT通報している。同ラベル管理弁法案では、貼り付けられた中国語ラベルに含まれる、製品安全性・効果効能に関連する記載は、原包装の表示内容と一致することが求められており、また、安全性の責任者である登録・届出人（輸入品の場合は中国域内責任者）に加えて、生産加工者の記載も求められている。

また、全成分表示に関して、配合量1%未満の成分は順不同で記載するのが国際的なプラクティスであるのに対し、同ラベル管理弁法では、0.1%以下の成分のみを「その他の微量成分」の案内語で引き出して別途表示し、順不同で記載することができること、効果表示について、中国において認定を受けた試験機

関による試験によって確認された場合のみ「評価及び検証されている」との表示ができることとされていた。

最終法規においては「評価及び検証されている」との表示に関する条項は削除されたものの、その他の懸念点については改善されていない。

3) 化粧品及び歯磨の登録・届出における資料管理規制

2020 年 11 月に TBT 通報され、2021 年 1 月に「化粧品登録届出資料管理規定」が公布、同年 5 月に施行された。当該業務規範の懸念点は以下のとおりである。

試験機関は化粧品の申請・届出用の試験を実施する前に検査検定資質認定（CMA）を取得することを義務付けられているが、CMA は中国国内の試験機関のみが取得可能であるため自社内及び外国の試験機関で実施した試験結果が認められない。

加えて、監督管理条例では、「効能訴求の科学的根拠の概要を国務院薬品監督管理部門の指定するウェブサイトで公開し、一般社会による監督を受けなければならない」ことが規定されており、2020 年 11 月に TBT 通報され、2021 年 4 月に公布、同年 5 月に施行された「化粧品効能訴求評価規範」においては、効能効果の根拠の概要に含まれるべき項目として、有効性の評価方法や判定指標など、企業秘密を含み得る項目が挙げられている。効能訴求の根拠となる研究データや効能評価資料は企業における機密事項を含むものであり、「科学的根拠の概要」の内容次第では、企業の機密情報が公開対象となるおそれがある。

さらに、上記管理弁法及び資料規範には、安全性、効能訴求に関わらない事項の変更については、速やかに届出をすることを規定する一方、製品名や配合などを変更する場合には、登録・届出を取り消して、改めて申請することが規定されている。

加えて、上記規範においては、特殊化粧品の効能訴求については化粧品安全技术規範に収載された試験法に従って製品の効能評価を実施することが定められており、国際的に認められた試験法を、中国の国家标准や関連規則で定められた試験法と同等な試験法として取り扱っていない。中国への輸出にあたり、試験のやり直しが必要となることから、国際的な手法も認められるよう、引き続き要請していく必要がある。

2020 年 11 月に TBT 通報され、2023 年 3 月に公表された「歯磨監督管理条例」においては、歯磨製品（歯磨き粉等）についても、化粧品と同様に、試験を中国国内の試験期間で実施することが求められており、外国の試験機関で実施した試験結果が認められない。2023 年 12 月に施行されたが、化粧品同様、外国の試験機関で実施した試験結果も認められるよう要請していく必要がある。

4) その他の規制

2019 年 11 月に意見募集がなされた「化粧品海外視察暫定規定」は、既に中国国内で上市した、又は上市予定化粧品の海外での開発及び生産関連過程の視察に適用され、国家薬品监督管理局が実施する視察に関する規定である。本規定においては、研究開発部門への査察も対象に含まれるとされている。また、査察の目的として、「化粧品の生産と経営活動の規範化、監督管理の強化、品質安全の保証、消費者の健康の保障、化粧品産業の健康発展を促進するため」とされており、研究開発部門への査察とこれら目標との関係は明確ではない。研究開発部門は企業の技術的な機密情報を保持していることから、査察の内容によっては、このような機密情報の中国への提供を強いられるおそれがある。

また、2020 年 8 月には「化粧品登録届出管理弁法」案について、2020 年 11 月には関連する「化粧品登録届出資料規範」案について TBT 通報がされており、それぞれ 2021 年 1 月と 3 月に公布され、同年 5 月に施行された。同管理弁法においては、営業秘密や公開されていない情報を公開してはならないことが明記されており、日本がこれまで継続して中国に働きかけを行ってきたことが反映された。一方、監督管理条例は、化粧品及び新原料について登録・届出された内容を公表すること及び化粧品の効能訴求の科学的根拠について概要をウェブサイトに掲載して社会の監督を受けることを定めており、同監督管理条例及びその他の実施規則についても、同様に、営業秘密や公開されていない情報を公開してはならないことが明記されることを引き続き要請していくことが重要である。

＜国際ルール上の問題点＞

上述のとおり、監督管理条例やその下位法令においては、一部改善の兆しが見られるものの、依然として、その必要性が十分に説明されていない措置や、企業の機密情報の開示が要求されるおそれのある措置等が残っているところ、これらの規制が化粧品品の品質及び安全性を保証し、消費者の健康を保障するといった政策目的に照らして必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定 2 条 2 項及び 5 条 1 項 2 号等に違反する疑義がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2018 年 12 月の「化粧品監督管理条例」、2019 年 2 月の「化粧品登録・届出検査管理弁法」、2019 年 6 月の「非特殊用途化粧品の備案管理弁法」、2020 年 8 月の「化粧品登録管理弁法」及び「化粧品生産経営監督管理弁法」、2020 年 9 月の「化粧品安全性評価技術ガイドライン」、2020 年 11 月の「化粧品ラベル管理弁法」、「歯磨監督管理弁法」、「化粧品登録届出資料規範」、「化粧品新原料登録届出資料規範」及び「化粧品効能訴求評価ガイドライン」、2021 年 2 月の「歯磨届出資料規範」、2022 年 4 月の「化粧品品質管理規範検査要点と判定原則」及び「化粧品安全技術規範2022年改訂版」、2022 年 9 月の「化粧品オンライン運用監督管理弁法」に係る TBT 通報に対し、懸念を表明するコメントを提出した。また、2024 年 6 月、同年 11 月、2025 年 3 月の TBT 委員会においても、TBT 協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、必要以上に貿易制限的な措置とならないよう要請している。なお、当該委員会においては、米国及び韓国、欧州等も同様に懸念を表明している。

本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めている。

（4）オフィス機器に関する推奨性国家標準（情報セキュリティ技術 オフィス設備安全規範）

＜措置の概要＞

2022 年 4 月、オフィス機器に関する推奨性国家標準（情報セキュリティ技術 オフィス設備安全規範）（以下、「本国家標準」）について、中国共産党・政府機関関係者から構成される全国情報安全標準化技術委員会（TC 260）により検討が開始された。

2022 年 7 月、本国家標準案には、政府部門及び重要情報インフラ部門などが調達する複合機・プリンター等のオフィス機器に関し、その部品も含め、中国国内で開発・生産等を行うことを求める規定が含まれているとの情報があつた。

2023 年 8 月、本国家標準案のパブリックコメントが実施され、その際に初めてテキスト案が公表された。同テキスト案には、中国国内での開発・生産等を要求する規定は無く、複合機・プリンター等のオフィス機器に求められるセキュリティ要件や、同セキュリティ要件を満足するかどうかの試験方法等の詳細を規定する内容となっている。なお、同テキスト案によれば、本国家標準案は、政府部門及び重要インフラ部門などが調達するオフィス機器に限定されず、オフィス機器一般に適用されることとなっている。

本国家標準案は、形式的には強制力を有しないが、事実上強制力のある形で運用される可能性がある。

＜国際ルール上の問題点＞

2022 年 7 月時点で情報のあつた、政府部門及び重要情報インフラ部門などが調達する複合機・プリンター等のオフィス機器及びその部品について中国国内で開発・生産等を行うことを要求する規定が導入され、事実上強制力のある態様で運用された場合、複合機・プリンター等の完成品及び部品の輸入、輸入部品の使用が認められず、中国産の部品の使用が強要されることになる。その場合、日本を含む外国の製品が差別的に扱われる懸念及び必要以上に貿易が制限される懸念があり、TBT 協定 2 条 1 項、同 2 条 2 項、同 5 条 1 項 2 号、GATT 3 条 4 項、TRIMS 協定 2 条 1 項に違反する可能性があつた。また、同規定の具体的な運用により、例えば、中国国内での開発・生産に向けて中国国内に技術を提供せざるを得ない場合には、事実上、本国家標準を通じて技術移転が強制されうる懸念があり、中国加盟議定書 7 条 3 項に違反する可

能性があった。

2023 年 8 月に公表されたテキスト案では、国産化を求める規定は削除され、上記の懸念はなくなった。

<最近の動き>

本国家標準の策定については、日本政府は、2022 年 7 月以降の WTO TBT 委員会（以下、「TBT 委員会」）や WTO 政府調達委員会等の各種 WTO 関連委員会において、EU やフィリピン等と共に懸念を表明しているほか、2023 年 8 月に実施されたパブリックコメントの際には意見提出を行った。

2024 年 9 月に国家標準案が採択・公開され、2025 年 4 月 1 日に施行された。

サービス貿易

[加盟に伴う約束]

WTO 加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認められている程度であり、電気通信業については外資企業の参入が禁止されていた。

加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後およそ 5 年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

[実施状況・問題点]

以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が完全に履行されていない状況も見受けられ、中国政府には今後さらなる対応が求められる。

[個別措置]

(1) 流通

2017 年版不公正貿易報告書 44 頁参照。

(2) 建設、建築・エンジニアリング

2016 年版不公正貿易報告書 49・50 頁参照。

(3) 電気通信

<措置の概要>

中国では「電信条例」（2000 年 9 月公布、2014 年 7 月、2016 年 2 月改正）により、電気通信サービスが基礎電信業務（公共ネットワークインフラ、公共データ伝送、基本音声通信サービスを提供する業務）と付加価値電信業務（公共ネットワークインフラを利用して電気通信・情報サービスを提供する業務）に分類され、電気通信サービスの提供には「電信業務経営許可証」が必要となる。

外資の電気通信サービス参入については、電信条例に基づき制定された「外商投資電信企業管理規定」

（2001 年 12 月公布、2008 年 9 月、2016 年 2 月、2022 年 3 月改正）及び「電信業務経営許可管理弁法」（2017 年 9 月施行）により参入条件が規定されている。

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域、最低資本金等の制限を段階的に緩和している。現在、

サービス提供地域の制限は撤廃されているが、出資比率は、基礎電信業務については 49 % 以下、付加価値電信業務（電子商取引、国内マルチ通信、データの保存・転送、コールセンターを除く）については 50 % 以下と規定されている。基礎電信業務及び付加価値電信業務の内容は、2015 年 12 月に改訂された「電信業務分類目録」に具体的に列挙されている。しかしながら、これらのうち、実際に外資が提供できているサービスは限定的である。一部の外資出資比率規制はこれまでに撤廃されているものもあるが、現地日系企業等からの要望も高いデータセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。

この点、2010 年 5 月、国务院は「民間投資の健全な発展を奨励・指導することに関する若干の意見」を公布し、民間資本が資本参加の形で基礎電気通信の運営市場に参入することを認めている。また、2012 年 12 月に開催された 2013 年全国工業・情報化工作会议では、移動通信の再販業務やアクセス網業務の試行への民間参入を推進することを表明している。

WTO 加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法たる「電信法」は長らく制定されないまま、2023 年度の国务院立法計画において、電信法草案等を全人代常務委員会に提出する準備を行うと記されているが、制定に向けた動きはない。

<国際ルール上の問題点>

WTO 加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時に以下のような約束を行い、国内制度上も対応を図っている。

①基本電気通信サービス（公衆の通信インフラ設備やデータ通信・音声通信サービス等）のうち、国内・国際電話等のサービス：外資出資上限 49 %

②移動体通信サービス：外資出資上限 49 %

③情報・データベース検索等の付加価値サービス：外資出資上限は 50 %

一方で、関連する規制措置の運用に関しては、その公平な態様での運用を定めた GATS 6 条（国内規制の規律に違反している可能性がある。また、中国は同時に電気通信に関する参照文書についても約束しているところ、「免許条件の公の利用可能性」等約束事項への違反がないか、注視する必要がある。

<最近の動き>

我が国は最低資本金規制の撤廃、外資規制の撤廃・緩和等に関して、WTO ドーハ・ラウンド交渉、日中経済パートナーシップ協議、WTO 中国経過的審査メカニズム（TRM）等を通じ、中国に対し要望・加盟約束の履行を促してきたが、今後も電気通信サービスの規制状況を注視する必要がある。また、外国産ドラマ・アニメの放送・コンピュータ関連サービスなどの隣接サービスにも WTO 上の約束に反する形で通信サービスの規制が過度にかかってくることにならないか、注意が必要である（※）。

なお、工業和信息化部が 2015 年 6 月 19 日付で公布した「オンラインデータ処理と取引処理業務（経営類電子商取引）の外資持分比率制限の開放に関する通告」（工信部通〔2015〕196 号）により、従来 50 % が上限とされた外資持分制限が撤廃された。

2015年に改定された「電信業務分類目録」において、移動通信の再販は基礎電信業務として明確に分類されており、その商用サービスの開始に際しては、外資の出資比率の上限は 49% となることが想定される。

2019 年 6 月 30 日、国家发展改革委员会及び商務部は、「外商投資参入特別管理措置」（2019 年版ネガティブリスト）を発表した。付加価値電信分野では、国内マルチ通信、データの保存・転送、コールセンターの 3 つの業務項目に対して外資への制限を撤廃した。また、2024 年 4 月 10 日、中国工業和信息化部は「付加価値電信業務の対外開放拡大の試行事業の実施に関する布告（工信部通信函〔2024〕107 号）」を発表し、一部の地域を対象に、データセンター、サービスプロバイダーなどの付加価値電信業務の外資による出資比率制限を撤廃した（ただし、2024 年 11 月 1 日に施行された「外商投資参入特別管理措置」（2024 年版ネガティブリスト）では、付加価値電信分野は 2019 年版から変更なし）。

また、2024 年 12 月に開催された中央経済工作会议に関するコミュニケにて、「サービス業の開放を段

階的に推進し、電気通信、医療、教育などの分野での開放試験を拡大し、「投資中国」のブランドを持続的に強化する。」との言及があり、実際の動向を注視していく必要がある。

(※) 外国映画・ドラマ・アニメの放送・配信に関する規制

①外国テレビ・ネット配信番組に係る許認可

2004 年 10 月から施行されている「外国テレビ番組導入、放映管理規定」に基づき、外国テレビ・ネット配信番組は国家ラジオテレビ総局（ラテ総局）による検閲を得る必要がある。

また、2010 年に制定された「テレビドラマ内容管理規定」に基づき、外国テレビ・ネット配信番組についてラテ総局が発行する「テレビドラマ発行許可証」を得る必要があり、さらにアニメについては「インターネット文化管理暫定規定」に基づき、文化部が発行する「インターネット文化経営許可証」を取得する必要がある。

②外国テレビ番組の量的規制・時間規制

「外国テレビ番組導入、放映管理規定」により、外国映画・ドラマ・アニメは、その日に放送するテレビドラマ・映画・アニメの 25%、全放送時間の 15 % を超えることができないこと、ラテ総局の許可を受けずに、外国映画・ドラマ・アニメはゴールデンタイム（午後 7 時～午後 10 時）に放送してはならないとされている。

特に、外国アニメについては、2008 年 2 月「テレビアニメ放送管理の一層の規範化に関する広電総局の通知」により、午後 5 時～午後 9 時までの時間帯、外国アニメの放送が禁止され、未成年を対象とするチャンネルにおいて、全放送時間帯における外国アニメと中国国産アニメの放送時間の比率が 3 : 7 まで制限された。

③外国映画及びドラマのネット配信に係る量的規制

2014 年 9 月「インターネット上の外国映画・ドラマ管理の確実な実施のさらなる推進に関する広電総局の通知」により、インターネット動画サイトが 1 年に外国映画・テレビドラマを購入・配信する総量は、その前の年に購入・配信した国産映画・テレビドラマの 30 % を超えてはならないとされ、また、向こう 1 年間にネット配信する予定の全ての外国映画・ドラマに係るラテ総局等での許可申請が必要とされた。

④外国リメイク／フォーマット番組の量的規制・時間規制

2016 年 6 月に広電総局（当時）が内容を公表した「テレビ放送番組の自主的な革新作業を強力に推進することに関する通知」では、衛星放送の総合チャンネルにおける外国リメイク／フォーマット番組は、午後 7 時半～午後 10 時半までに放送できるのは 1 年間に 2 本を超えてはならない等の内容が規定された。

その後、2017 年 8 月に広電総局が内容を公表した「衛星テレビ放送の総合チャンネルを文化性のあるマスメディアプラットフォームとするための通知」では、毎年新しく導入するリメイク／フォーマットの番組の上限を 1 本とすると共に、初年度においてゴールデンタイム（午後 7 時～午後 10 時）における外国リメイク／フォーマット番組の放送禁止等が規定されている。

⑤放送番組輸入手続規制

2012 年 2 月に広電総局が内容を公表した「海外映画・テレビドラマの輸入及び放送管理のさらなる強化と改善に関する通知」に基づき、外国テレビ番組の輸入申請の受付は年 2 回（1 月及び 7 月の 1 日から 10 日まで）とし、輸入する番組は原則として 50 話以内とすることが規定されている。

⑥外国テレビ番組導入、放映管理規定の改正検討

外国テレビ番組及びネット配信番組については「外国テレビ番組導入、放映管理規定」の改正が検討されており、規制上の論点は以下のとおり。

- ・内容規制（未成年の合法的な権益を侵害しあるいは未成年の心身の健康を害するものでないこと）の追加
- ・国务院ラジオテレビ主管部門の批准を経ずに、ラジオテレビ放送機関における午後7時～午後10時の時間帯での外国の視聴番組を禁止
- ・ラジオテレビ放送機関の各チャンネルが毎日放送する外国の映画・テレビドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・その他の外国テレビ番組を、当該日、当該区分の番組の全放送時間の30%以内に規制
- ・ネット配信における外国映画、テレビドラマ、アニメ、ドキュメンタリーその他の外国テレビ番組を、当該カテゴリーの配信番組の総量の30%以内に規制

2018年9月20日から10月19日にかけて制定案につきパブリックコメントが行われ、日本政府として外国コンテンツ分野の規制緩和・撤廃及び透明化、内容の明確化や透明性をもった運用、国際慣行との整合性の確保について意見を提出している。

⑦ラジオテレビ法の制定検討

従前の規制を集約した「ラジオテレビ法」の制定が検討されており、規制上の論点は以下のとおり。

- ・テレビ放送及びネット配信における事業者による番組の放送前審査、再放送等の再審査の実施を規定。
- ・域外のラジオテレビ番組の輸入等において、国务院ラジオテレビ主管部門若しくは省、自治区、直轄市人民政府ラジオテレビ主管部門の許可の取得を義務化

2021年3月16日から4月16日にかけて制定案につきパブリックコメントが行われ、日本政府として外国コンテンツ分野の規制緩和・撤廃及び透明化、内容の明確化や透明性をもった運用、国際慣行との整合性の確保について意見を出している。2025年1月に開催された2025年全国ラジオテレビ工作会議において、「法規制度システムの構築を強化し、ラジオテレビ法の立法を加速させ、多くの規制や規範文書を策定・改正し、業界の包括的な管理能力を高める。」と提唱されたが、制定には至っていない。

(4) 金融

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

①保険

<措置の概要>

保険法95条では保険会社の経営範囲として、国务院保険監督管理機構が批准する保険に関連する「その他の業務」が認められているが、外資保険会社管理条例（15～18条）では（生命保険、疾病保険、傷害保険などの保険事業を含む）人身保険事業や（財産損害保険、責任保険、信用保険、保証保険などの保険事業を含む）財産保険事業以外の国务院保険監督管理機関の審査・許可を経た保険に関する「その他の業務」が認められていない。（保険法95条）

<懸念点>

外資保険会社管理条例（15～18条）には、「その他の業務」の記載がないことから、人身保険事業や財産保険事業以外の国务院保険監督管理機関の審査・許可を経た保険に関するその他の業務の実施の制限によって顧客サービスの向上が妨げられている。例えば、外資損害保険会社は、消費者の利便性や満足度を向上させるために、企業に対するリスク管理サービスや、日本での保険加入者が中国で事故に遭った場合のアジャスティング業務（審査業務）サービスなどを総合的に提供できない。

<最近の動き>

本件に関する特段の動きはないが、引き続き動向を注視するとともに、本規制の改善を求めていく。

②銀行

<措置の概要>

中国当局は不動産や株式への投機的資金（ホット・マネー）の流入を防ぐために外貨流入に制限をかける外債枠規制を設けている。

<懸念点>

中国企業による中国国外の金融機関、企業からの外資による借入は「外貨建債務（外債）」と呼ばれ、外債枠規制により外資系銀行の資金調達手段・限度額が制限されている。銀行の外資調達に制限があるため、企業の調達にも制約が生じている。地場銀行にも同様の規制が適用されているものの、日系中小企業や純資産の小さな企業は中国国内での調達が難しく、オフショア調達を利用する傾向にあるが、海外からの資金調達に上限が設定されており、資金調達に支障が生じる可能性がある。

<最近の動き>

2017 年 1 月、中国人民銀行は、「全範囲クロスボーダー金融のマクロブルーデンス管理に関する通知」（銀発〔2017〕9 号）を公布し、中国の外商投資企業及び外資系金融機関は、外資発行の上限設定において、複数のモデルを選択可能となった。（当初 1 年間を移行期間としたが、延長中）。

新型コロナウイルスの感染拡大を背景とした企業の財政悪化を防止するため、2020 年 3 月、中国人民銀行及び国家外貨管理局は、「全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」（銀発〔2020〕64 号）を公布し、マクロブルーデンス管理モデルを採用する企業の外債枠を純資産の 2.0 倍から 2.5 倍に拡大した。2021 年 1 月、人民元高の圧力を緩和するため、当該枠を純資産の 2.5 倍から 2.0 倍に縮小。その後、資産負債構造の最適化に向け、2022 年 10 月、2023 年 7 月と 2 度にわたり、企業の全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス管理モデルを採用する企業の外債枠を、純資産の 2.0 倍から 2.5 倍、2.5 倍から 3 倍に拡大した。（銀発〔2023〕145 号）

(5) 中国サイバー・データ関連規制

<措置の概要>

中国政府は、近年、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティに関して、様々な法令等を整備している。2017 年 6 月施行のサイバーセキュリティ法に続き、2021 年 9 月にはデータセキュリティ法、同年 11 月には個人情報保護法が施行された。これら三法により、中国はデータ保護に関する法体系を確立したとも言われる。

現在、これら三法の全部又は一部に関連する複数の下位法令等の整備が加速している。特に、自動車データセキュリティ管理の若干の規定（下記 4）⑥参照）や工業・情報化分野データ安全管理弁法（試行）（下記 4）⑦参照）等の業界別の法令等や、個人情報保護法（下記 3）参照）の越境移転規制の要件を具体化するデータ越境移転安全評価弁法（下記 4）⑧参照）等）が相次いで公表等されており、今後整備される法令等にも注意が必要である。

1) サイバーセキュリティ法

本法は、サイバー空間の主権及び国家の安全の維持等を目的として、ネットワークの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等に適用される。

具体的には、例えば、（1）ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品について、関連の国家規格の強制的な要求事項に従うことを求めるとともに、また、これらの製品の販売及び提供前に安全認証への合格又は安全検査での適合を義務化し、（2）「重要情報インフラ」（定義は下記 4）②参照）の運営者による一定の個人情報及び「重要データ」の中国国内保存義務及び越境移転規制（一定の中国国外へのデータ移転には安全評価を求める）等を規定している。

本法は、一定の場合には国外の機関、組織及び個人も対象とする。

なお、2022年9月及び2025年3月に、処罰規定の修正等を伴う本法改正案がパブリックコメントに付されている。

2) データセキュリティ法

本法は、中国国内の全てのデータの処理活動（収集・保管・使用・加工・転送・提供・公開等）及びそのセキュリティの管理監督の実施にあたって適用される。また、中国国外においてデータ処理活動を実施する場合においても、中国の「国家安全、公共の利益又は国民、組織の合法的権益を損なった場合は、法に基づき法的責任を追及する」と規定されており、一定の場合には国外のデータ処理活動も対象となる。本法は、データをその重要性及び改ざん・漏洩等された場合における危害の程度に基づき分類し保護する「分類等級区分保護制度」を規定しており、今後具体的に策定される「重要データ保護リスト」に組み入れられたデータが重点保護の対象となる。また、本法は、国がデータセキュリティ審査制度を構築し、国の安全に影響し又は影響しうるデータ処理活動に対して安全審査を行うものとする。

さらに、データセキュリティ保護義務を規定するとともに、「重要データ」の処理者に対し、データセキュリティ保護責任の具体化や定期的リスク評価の実施等、より重い義務を課している。

なお、一定の規制品目に該当するデータについては輸出規制を実施するとしており、データ越境移転に対する規制が本法に基づいて強化される可能性がある。

3) 個人情報保護法

中国初の包括的な個人情報保護法となる本法は、個人情報为中国国内で処理する活動だけでなく、中国国内の個人情報を中国国外で処理する活動であっても、①国内の自然人に製品又はサービスを提供することを目的とする場合、②国内の自然人の行為を分析、評価する場合、又は、③法律、行政法規に定めるその他の事由のいずれかに該当する場合には適用される。

本法は、個人情報処理活動における個人の権利（訂正・削除権等）や、個人情報処理者の義務等を規定するとともに、個人情報の国外提供に係る章を設け、その中で、「重要情報インフラ運営者」及び「処理する個人情報が国家インターネット情報機関の規定量に達する個人情報処理者」に対して、中国国内で収集し、生じた個人情報の国内保存義務を課するとともに、国外に提供する確かな必要性がある場合は、国家インターネット情報機関による安全評価に合格しなければならないとしている。

なお、本法は、「個人情報処理者」が業務等の必要により中国国外に個人情報を提供する確かな必要性がある場合には、①国家インターネット情報機関による安全評価への合格、②国家インターネット情報機関の規定による専門機関による個人情報保護認証の実施、③国家インターネット情報機関が指定する標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定していること、又は、④法律、行政法規又は国家インターネット情報機関が定めるその他の条件のいずれかを満たしていなければならないとしている。各要件（上記①ないし④）に関連する法令等として、2022年9月にデータ越境移転安全評価弁法（上記①に該当）が施行され（下記4）⑧参照）、2022年12月に「サイバーセキュリティ規格実践ガイドライン—個人情報の越境処理活動セキュリティ認証規範—」（上記②に該当）が公表、2023年6月に個人情報越境移転標準契約弁法（上記③に該当）が施行され、また、2025年1月3日に、個人情報の越境移転における個人情報保護認証弁法案がパブリックコメントにかけられた（上記②に該当。下記4）⑩参照。本報告書執筆時点においては未成立）。

4) サイバー・データ関連下位法令等

上記のとおり、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法及び個人情報保護法が施行された現在、これら三法に関連する下位法令等の整備が加速している。

①サイバーセキュリティ審査弁法

2020年6月1日施行の本弁法（2022年2月15日改正法施行）は、①「重要情報インフラ運営者」によるインターネット製品・サービスの調達、又は、「ネットワークプラットフォーム運営者」によるデー

タ処理活動が、国の安全に影響を与え、又は影響を与える可能性がある場合、また、② 100 万人を超えるユーザーの個人情報を把握する「ネットワークプラットフォーム運営者」が国外で上場する場合、サイバーセキュリティ審査弁公室にサイバーセキュリティ審査を申請しなければならないとした。

②重要情報インフラ安全保護条例

2021 年 9 月 1 日施行の本条例は、「重要情報インフラ」（公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政、国防科学技術工業等の重要業界及び分野の、並びにその他のひとたび破壊、機能喪失又はデータ漏えいを受けた場合に、国の安全、国の経済と人民の生活、公共の利益を著しく脅かすおそれのある重要ネットワーク施設、情報システム等）の認定制度を創設するとともに、「重要情報インフラ運営者」に対して、関連する法律や国家規格の強制要件等に従って技術的保護措置等を講じることをはじめ、様々な義務を課している。

③サイバーセキュリティ等級保護条例案

本条例案（2018 年にパブリックコメントが実施されたが本報告書執筆時点において未成立）は、ネットワークをその重要度等に応じて 5 つのセキュリティ保護等級に分類し、例えば、第 3 級以上のネットワークの運営者に対してセキュリティ保護等級に適応したネットワーク製品及びサービスを取り入れることを義務付けたり、第3級以上のネットワークについて国家暗号管理部门が認可した暗号化技術等の利用を義務付けたりしている。

なお、サイバーセキュリティ等級保護条例案の中国における検討状況について、日本政府は、TBT 委員会において、情報提供を求めるとともに、透明性のある制度が措置されるよう要請しているところである。

④自動車データセキュリティ管理の若干の規定（試行）

2021 年 10 月 1 日施行の本規定は、「自動車データ処理者」（自動車データ処理活動を実施する組織をいい、自動車メーカー、部品及びソフトウェアサプライヤー、ディーラー、メンテナンス業者並びにモビリティサービス企業等を含む）に対して、本規定上の「重要データ」（例えば、顔情報、ナンバープレート情報等を含む車外の動画、画像データ、個人情報主体に関連する 10 万人を超える個人情報等）の越境移転規制及び国内保存義務等を課している。

なお、法的拘束力はないが、2021 年 10 月にパブリックコメントに付された「情報安全技術 自動車データ収集の安全要求」国家標準（本報告書執筆時点において未成立）は、車外データ、座席データ及び位置・走行履歴データの越境移転を禁止しており、「自動車データセキュリティ管理の若干の規定（試行）」よりも厳しい規定となっている。

⑤工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法（試行）

2023 年 1 月 1 日施行の本弁法は、「工業・情報化分野データ」を一般データ、重要データ、中核データの 3 等級に区分し、等級に応じた規制を設けている。例えば、本弁法は、工業・情報化分野のデータ処理者に対して、「重要データ」及び「中核データ」の越境移転規制及び国内保存義務を課している。越境移転規制により、「重要データ」及び「中核データ」について国外に提供する必要が確かに認められる場合には、法令に基づきデータの越境移転のためのセキュリティ評価を実施しなければならない。なお、「重要データ」及び「中核データ」については、関連政府機関が今後詳細目録を作成し、工業・情報化分野のデータ処理者は自組織の詳細目録を作成することとされている。

⑥工業・情報化分野におけるデータセキュリティに関する行政処分の裁量手引（試行）案

本手引案（2023 年 11 月にパブリックコメントが実施されたが本報告書執筆時点において未成立）は、データセキュリティ法等に基づく工業情報化分野のデータの越境移転規制に係る行政処罰の決定に際し、行政処罰当局が用いる手引きを定める。重要データ及び中核データを中国国内に保存していない場合に、「国外へ違法にデータが提供されたものとする」と規定し、また、工業信息化部の許可なく、データを外

国の工業・通信・無線通信執行機関に提供した場合に、違法行為と規定している。さらに、企業等の保有するソースコード等への当局によるアクセスを容認する規定を設けている。

⑦工業・情報化分野におけるデータセキュリティ・インシデント応急対策（試行）

2024 年 11 月 1 日に施行された本応急対策は、データセキュリティ法等の法令及び工業・情報化分野におけるデータセキュリティ管理弁法（試行）の関連政策・制度に該当し、サイバーセキュリティ事故が発生した際の「データ処理者」の義務を定めている。具体的な義務として、事故の発生に際し当局から警報が発出された後当直対応を行うこと、重要データと核心データの処理者に対して、少なくとも毎年 1 回、データセキュリティリスク評価と自己点検・自己修正を行い、隠れたリスクを速やかに除去する義務を定める。その他「特に重大な」、「重大な」、「比較的大きな」、「一般的」のレベルに応じたデータ処理者の義務を定めている。草案の段階で定められていた義務の不履行に対する行政処罰規定は削除された。

⑧データ越境移転安全評価弁法

2022 年 9 月施行の本弁法は、①データ処理者が国外に重要データを提供する場合、②重要情報インフラ運営者及び 100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合、③前年の 1 月 1 日から累計で国外に 10 万人の個人情報又は 1 万人の機微な個人情報を提供したデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合、又は、④国家インターネット情報機関が定めるその他のデータ越境移転安全評価の申告を必要とする事由がある場合、データ越境移転安全評価の申告を義務付け、データ越境移転安全評価の詳細等規定している。

⑨個人情報越境移転標準契約弁法

2023 年 6 月に施行された本弁法は、データ処理者が標準契約を締結することによって個人情報を国外に提供する場合には、①重要情報インフラの運営者でないこと、②処理した個人情報が 100 万人に満たないこと、③前年 1 月 1 日から起算して国外に提供した個人情報が累計で 10 万人に満たないこと、④前年 1 月 1 日から起算して国外に提供した機微な個人情報が累計で 1 万人に満たないことの全ての事由を満たさなければならないと規定する。また、標準契約の締結により個人情報を国外に提供する場合であっても、本人への通知と個別同意の取得及び個人情報保護影響評価の実施は必要となる場合、本弁法は、標準契約の締結による個人情報の国外提供の際に行うべき個人情報保護影響評価において重点的に評価すべき点を規定する。その他、標準契約の締結においては本弁法が定める様式に厳格に従い締結しなければならないとするとともに、標準契約の効力発生日から 10 営業日以内に所在地の省級インターネット情報部門に届出を行わなければならないとする。

⑩データ越境移転の促進・規範化規定

2024 年 3 月 22 日公布・施行の本規定は、「個人情報」や「重要データ」等について一定の場合にデータ越境移転安全評価の申告、個人情報越境標準契約の締結や個人情報保護認証の取得の手続きを不要とするものである。具体的には次の場合に、これら手続きを不要としている。

- ・ 国際貿易、越境輸送、学術協力、国境を越えた製造・販売活動の過程で収集・生成されたデータであって、個人情報もしくは重要データが含まれてないデータを国外に提供する場合。
- ・ 中国国外で収集・生成された個人情報を中国国内で処理した後に国外に提供する場合であって、処理過程で中国国内の個人情報又は重要データを含まない場合。
- ・ 越境購入、越境送金、航空券やホテルの予約、ビザ手続き等、本人が当事者となる契約の締結と履行のため、個人情報を国外に提供する必要が真にある場合。
- ・ 就業規則や労働協約に基づく人事管理のため、従業員の個人情報を国外に提供する必要が真にある場合。
- ・ 緊急時において人の生命、健康又は財産の安全を保護するために個人情報を国外に提供する必要が真にある場合。

- ・重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者であって、当年 1 月 1 日以降に国外に提供した個人情報（機微な個人情報を除く）の累計が 10 万人未満の場合。
- ・自由貿易試験区内のデータ処理者がネガティブリスト外のデータを国外に提供する場合。
- ・関連部門及び地域から重要データとして告知又は公開されていないデータを国外に提供する場合。

その他、本規定においては、データ越境安全評価の有効期限を、評価結果の発行日から 3 年間と、規定の 2 年間から延長する。

なお、「データ越境移転安全評価弁法」、「個人情報越境移転標準契約弁法」等の関連規定が本規定と矛盾する場合、本規定が適用される。

なお、2024 年 5 月 9 日に天津市が自由貿易試験区として初のネガティブリストを、同年 5 月 16 日に上海市が生物医薬、スマートコネクテッドカー、公募ファンドの 3 分野における各種手続が不要な一般データを列挙したポジティブリストを、8 月 30 日に北京市が自動車、医薬、民用航空、小売業、AI 学習データの 5 分野においてネガティブリストを公表した。

⑩データセキュリティ技術 データ分類・等級区分規則

2024 年 10 月 1 日に施行された本規則は、「中核データ」「重要データ」「一般データ」の分類・等級区分及び当該分類・等級区分に基づくデータ管理について詳細に規定する。当該等級に基づき、上述 2) 記載のとおり、データセキュリティ法上、「重要データ」に該当する場合には、当該データの処理者は、定期的なリスク評価を実施し、当局へ報告しなければならない。

⑪ネットワークデータ安全管理条例

2025 年 1 月施行の本条例は、「ネットワークデータ処理者」に対して個人情報、重要データ及び「ネットワークデータ」の取扱いについて各種の義務を定める。中国国内のみならず、中国国外において中国国内の個人や組織のデータを処理する一定の場合にも適用される。

個人情報の処理に関して、個人への通知の義務等、個人情報保護法が規定する義務内容と同様の内容ではあるものの、個人情報処理に際しての個人への通知においては、リスト通知等の形式によって明記すべき旨規定をしている点や、個人情報の移転要求に対して、個人の指定するその他のネットワークデータ処理者が関連の個人情報にアクセスし、取得するための手段を提供すべき旨等、個人情報保護法の義務内容が更に明確化されている。また、1,000 万人以上の個人情報を処理する「ネットワークデータ処理者」を「重要データ処理者」と定義し、「ネットワークデータ」を重点的に保護すべき旨の義務を定める。具体的には、重要データ処理者は、重要データの提供、委託処理、共同処理を行う前に、リスク評価を行うべき旨定める。なお、「ネットワークデータ」は、ネットワークを通じて処理、生成される各種電子データ、「ネットワークデータ処理活動」は、ネットワークデータの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等の活動、「ネットワークデータ処理者」は、ネットワークデータ処理活動において処理目的および処理方法を自主的に決定する個人、組織とそれぞれ規定されている（本条例第 62 条）。

なお、重要データの識別・申告に関し、「ネットワークデータ処理者」は、関連規定に従い、重要データを識別・申告すべきと定められている（本条例第 29 条）ものの、手続の詳細は不明である。

⑫ネットワーク製品セキュリティ脆弱性管理規定

2021 年 9 月施行の本規定は、「ネットワーク製品提供者」に対して、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理義務を課している。具体的には、例えば、提供したネットワーク製品にセキュリティ脆弱性があることを発見した場合は 2 日以内に政府に報告することを義務付けている。

また、本規定は、ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性の発見、収集に従事する組織又は個人に対して、「ネットワーク製品提供者」によるセキュリティ脆弱性の補修措置の提供前に脆弱性情報を公表すること、及び、未公開のネットワーク製品セキュリティ脆弱性情報を「ネットワーク製品提供者」以外の海外の組織または個人に提供することなどを禁止している。

⑭電子認証サービス管理弁法案

本弁法案（2024年9月2日にパブリックコメントが実施されたが本報告書執筆時点においては未成立）は、電子認証サービス提供事業者の資格や義務及び当局による同事業者に対する監督管理について定める。また、本弁法案は、電子認証サービスの国境を越えた相互承認について、工業信息化部の承認により、中国国外の電子署名および電子認証サービスが中国国内の当サービスと同等の法的効力を有することを認める。工業信息化部への申請方法や申請内容については詳細に規定されていない。

⑮国家インターネットID認証公共サービス管理弁法案

本弁法案（2024年7月26日にパブリックコメントが実施されたが本報告書執筆時点においては未成立）は、国家インターネットID認証公共サービスの構築に当たり、「公共サービスプラットフォーム」の運営における政府の個人情報の取扱い等を定める。「公共サービスプラットフォーム」が提供するサービス（ネットナンバー及びネット証明書）に、自然人は、任意で申請できると定めているが、申請の詳細な手続、申請において政府に提出する個人情報の内容は定められていない。

⑯個人情報の越境移転における個人情報保護認証弁法案

本弁法案（2025年1月3日にパブリックコメントが実施されたが本報告書執筆時点においては未成立）は、個人情報の越境移転における個人情報保護認証手続を定める。具体的には、中国域外の個人情報処理者に対して、中国法規への遵守及び監督管理の対象となることを確認するとともに、認証有効期間内は専門認証機関の継続的な監督に服することを定め、また、専門認証機関に、認証活動時に個人情報の越境移転活動が、国家安全や公共利益を危うくする等の可能性がある場合、速やかに当局に報告すべき旨を定める。さらに、認証を受けた個人情報処理者に比較的大きなリスクがある場合に、当局が、個人情報保護法に基づいて、認証を受けた個人情報処理者を召喚し聞き取り調査を行い、改善を促すことができると定める。個人情報保護認証に関する標準、技術規定、適合性評価手続は今後政府によって策定される。

<国際ルール上の問題点>

1) サイバーセキュリティ法

本法の用語の定義や安全認証等の具体的な要件、規格及び適合性評価手続の内容、対象範囲等について不明確な部分が多い。強制規格及び適合性評価手続が国際規格や国際標準化機関の指針等を基礎として用いていない場合は、TBT協定2.4条及び5.4条に違反する可能性がある。さらに、サイバー空間の主権及び国家安全の維持等という目的と、強制規格や適合性評価手続等の具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定2.2条及び5.1.2条に違反する可能性がある。

本法は、上記1)のとおり、「重要情報インフラ」の運営者に対し、一定の個人情報及び「重要データ」の国内保存義務及び越境移転規制を課している。グローバルに事業を展開する外国事業者は、一般的に中国国外のサーバやクラウドサービスを利用して、収集したデータを一元的に管理していると推察され、国内保存義務により、中国国内に別のサーバを用意することになると、追加的な負担が発生し、市場参入や事業継続検討時の懸念材料になると同時に、中国国内でデータを集約し管理している事業者と比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある。また、中国国内でデータを保存する上でのセキュリティリスクも払拭されない。越境移転規制により、中国国外へのデータ移転が制限されると、特に恒常的にデータを越境移転する必要性が高い外国事業者等へのコスト負担が大きく、また、データの分析・活用を通じた円滑なビジネス活動が阻害されるおそれがある。このように、外国事業者が中国国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS 17条並びにRCEP協定8条4項及び10条3項の内国民待遇義務に違反する可能性がある。その他、関係法令で規定する国家規格や評価基準等が、客観性、透明性を欠き、又は、サービスの質を確保するために必要以上に大きい負担となる場合、措置の客観性・公平性の確保を規定したGATS 6条に違反する可能性もある。

また、一定の個人情報及び「重要データ」の国内保存義務や越境移転規制は、運用によっては、RCEP 協定 12 条 14 項（コンピュータ関連設備設置要求禁止）及び 12 条 15 項（情報の自由な越境移転の原則）への抵触のおそれもある。

2) データセキュリティ法

本法の安全審査について、用語の定義や審査の具体的基準等について不明確な部分が多い。外国事業者が不利に扱われるような恣意的な運用がなされる場合は、GATS 17 条並びに RCEP 協定 8.4 条及び 10.3 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

また、本法は、上記〈措置の概要〉の 1) のとおり、一定の規制品目に該当するデータの輸出規制を実施しているが、これがデータの国内保存義務又は越境移転規制を指すのであれば、上記 1) 同様の理由から、外国事業者が中国国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS 17 条並びに RCEP 協定 8 条 4 項及び 10 条 3 項の内国民待遇義務に違反する可能性があり、また、運用によっては、RCEP 協定 12 条 14 項（コンピュータ関連設備設置要求禁止）及び 12 条 15 項（情報の自由な越境移転の原則）への抵触のおそれもある。

3) 個人情報保護法

個人情報保護法において、条文中に用いられている用語の定義が不明確であり、また、「他の法令定めがある場合にはそれに従う」とされているため、規制の対象範囲や基準等について不明確な部分が多い。そのため、外国事業者が、事実上不利な競争条件に置かれるといったことが懸念されている。

本法は、上記〈措置の概要〉の 3) のとおり、「重要情報インフラ運営者」及び「処理する個人情報が国家インターネット情報機関の規定量に達する個人情報処理者」に対し、個人情報の国内保存義務及び越境移転規制を課しているため、上記 1) 同様の理由から、外国事業者が中国国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS 17 条並びに RCEP 協定 8 条 4 項及び 10 条 3 項の内国民待遇義務に違反する可能性があり、また、運用によっては、RCEP 協定 12 条 14 項（コンピュータ関連設備設置要求禁止）及び 12 条 15 項（情報の自由な越境移転の原則）への抵触のおそれもある。

4) サイバー・データ関連下位法令

サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法及び個人情報保護法の下位法令も、上記 1) ないし 3) 同様に、国内保存義務及び越境移転規制を規定しているため、上記 1) ないし 3) と同様の理由から、外国事業者が中国国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS 17 条並びに RCEP 協定 8 条 4 項及び 10 条 3 項の内国民待遇義務への違反となる可能性があり、また、運用によっては、RCEP 協定 12 条 14 項（コンピュータ関連設備設置要求禁止）及び 12 条 15 項（情報の自由な越境移転の原則）への抵触のおそれもある。

＜最近の動き＞

サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法及びサイバー・データ関連下位法令については、草案段階から日本政府や業界から意見書提出や懸念表等を行ってきた。国際ルール上の問題点の中でも GATS に関する懸念については、2017 年 6 月以降の WTO サービス貿易理事会においても、サイバーセキュリティ措置として米国と共同で議題登録し継続して表明してきている。サイバーセキュリティ法及びサイバーセキュリティ等級保護条例案に関しては、TBT 委員会においても懸念表明及び事実確認を行っている。

今後も、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法及び関連下位法令等の改正や運用の状況等を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会、TBT 委員会や、二国間協議等を通じて、中国に対し是正を促していく。

知的財産

[加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度は、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側（特に先進諸国）が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、TRIPS 協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法（特許・実用新案・意匠を含む）、商標法、著作権法等の法制を TRIPS 協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS 協定上の義務を履行することを約束している。

[実施状況]

中国における知的財産の保護に関する最近の動きとして、中国共産党中央委員会と国务院により、2021年9月に「知的財産権強国建設綱要（2021～2035年）」、2021年10月に「国家標準化発展綱要」が公表され、知財を国家発展や国際的な競争力への戦略的資源と位置づけ、知財のデジタルトランスフォーメーションへの注力や、国際標準への影響力の強化などの方向性が示され、本綱要に沿った今後の新規立法や各種政策立案の動向が注目される。加えて、北京、上海、広州への知識産権法院の設立や各中級人民法院への知的財産権案件に関する専門的法院の設置につづき、2019年1月に施行された「専利など知的財産権事件の訴訟手続の若干問題に関する決定」により、特許等に関わる民事、行政事件の第二審の権限を最高人民法院に集約することが定められた。このように、司法分野においても、一層の判断の統一・専門家による知財保護の強化が期待される。

2019年4月には商標法が改正され、同年11月に施行された。本改正では悪意による商標出願行為の規制強化に加え、商標権の侵害行為に対する懲罰が強化された。また、2023年1月には商標法改正草案が公表された。本改正草案では悪意の商標登録の規制や商標の使用義務などに関する規定が強化ないし追記されている。

2020年10月には専利法が改正され、懲罰的賠償制度の導入、法定賠償額の上限の引き上げ、部分意匠制度の導入、意匠権の保護期間の延長等、権利保護を強化している。また、2020年11月に著作権法が改正され、インターネット上の著作権保護に関する規定の明確化、保護対象の拡大、懲罰的賠償制度の導入、法定賠償額の上限の引き上げ等、専利法と同様に権利保護を強化しており、いずれも2021年6月に施行された。また、専利法の改正に伴い、2023年12月に専利法実施細則と専利審査指南が公表され、2024年1月に施行された。改正では、審査遅延による存続期間延長や、在外者が代理人を介さずに行える手続の拡充、実用新案における遅延審査の導入、職務発明における奨励金と報酬額の引き上げ、優先権の回復要件の緩和、開放許諾制度の詳細手続、新規性喪失の例外の拡充等について改正されている。

2021年12月には種子法が改正され、2022年3月に施行された。本改正では、繁殖材料だけでなく収穫物までを保護対象に加えるとともに、処罰強化の規定などが含まれている。

その他過去の動向については、2019年版不正貿易報告書43頁参照。

[問題点]

中国における知的財産制度は、法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、さらなる改善が必要又は望ましいと考えられるものの、ほぼ TRIPS 協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、模倣品・海賊版等の知的財産権侵害品の流通実態という点では、かねてから問題視されてきたよ

うに、中国政府当局の積極的な取組にもかかわらず、最近に至っても中国発の模倣品被害は後を絶たず改善は十分とは言えない。

日中知的財産権ワーキング・グループ、日中経済パートナーシップ協議等において、模倣品・海賊版等への対策に関する議論を行い、知的財産全般の保護の強化に向けて取り組んでいるところではあるが、以下に、さらなる是・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO 加盟を契機とした、中国の一連の法改正や、2019 年の商標法、反不正競争法等の改正、また 2020 年の米中貿易合意の影響等を踏まえた専利法、著作権法等の改正により改善が図られてきている点は評価できる。しかしながら、TRIPS 協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使（エンフォースメント）が、より迅速かつ効率的になされる必要がある。また、巧妙化した模倣品業者、インターネットを隠れ蓑とした模倣品、国境をまたぐ模倣品流通経路への対策など新たな課題への対応も必要である。

なお、2022 年度に我が国企業が受けた模倣被害のうち、製造、経由、販売・提供のいずれにおいても中国（香港を除く）が最多であったとする調査結果（特許庁「令和5年度知的財産活動調査」）、及び、我が国税関での知的財産侵害物品の輸入差止件数 33,019 件における仕出国の構成比においても、中国の比率が全体の 8 割強（80.6 %、26,604 件）と引き続き高水準であったという調査結果（財務省「令和 6 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2025 年 3 月））を踏まえると、我が国企業にとって知的財産権侵害発生国は依然として中国がトップである。

以下に、今後の中国における模倣品対策の主にエンフォースメント面での問題点を指摘する。

<国際ルール上の問題点>

①不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の取締り（行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、水際取締り、民事上の救済（裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等）、刑事上の制裁（懲役、罰金等）が法令により定められている。

下記のとおり、中国における模倣品対策のための法制度は改善されつつあるが、日本税関において差し止められる模倣品の約 8 割が中国を仕出国とするものであり、依然として中国における模倣品の製造・流通は深刻な問題であるため、中国の行政上及び民事上の救済や刑事制裁には更なる改善が望まれる。

(a) 行政上の取締り

行政上の取締りを実施する主な機関は市場监督管理局である。2023 年における行政上の取締りは、専利権侵害で 6.8 万件（前年比+ 18.8 %、うち 4,600 件が専利権の模倣事案）、商標権侵害で 3.94 万件（前年比+ 25.5 %）であり、過料没収金額は 6.26 億元である。また、商標権侵害については、1,330 件が刑事被疑事件として司法機関に移送されている。

国家市場監督管理総局は、2023 年 8 月 8 日付けで「新時代における知的財産権執行の強化に関する意見」を公表しており、そこでは、インターネット分野の知的財産権執行を強化し、法に基づき内資・外資企業の知的財産権を平等に保護することや、権利侵害・詐称商品の販売ネットワーク及び生産源を深く探って、違法な産業チェーンを一掃することが、「重点対象に対する最優先執行」として掲げられており、今後の動向が注目される。

(b) 水際取締り

2023 年における水際取締り件数は、ロット数で 6.21 万件、関連貨物数で 8,288.94 万点である。

(c) 民事上の救済

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し損害賠償の請求が認められており若干の損害賠償金の高額化の流れも見られるものの、勝訴しても必ずしも十分な賠償額が認容されなかったり、侵害者が財産を別会社に移転させて執行を逃れたりするケースもあり、模倣品業者を根絶やしにするほどの効果はないといった指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、2019年11月に施行された商標法においては、商標権侵害について賠償額を最高5倍（従来は3倍）まで増額しう旨の規定や、法定賠償額を500万元（従来は300万元）以下とする規定が見られる。同様に、2021年6月に施行された専利法や著作権法においても、賠償額を最高5倍まで増額しう規定や法定賠償額上限の500万元（従来は専利法が100万元、著作権法が50万元）への引き上げを定める規定が含まれている。

なお、懲罰的損害賠償の適用要件として、専利法では「故意」及び「情状が深刻であること」（71条）、商標法では「悪意」及び「情状が深刻であること」（63条）、著作権法では「故意」及び「情状が深刻であること」（54条）が規定されている。国家知識産権局は、黒龍江省知識産権局による『「知的財産権の故意侵害」の認定基準の関連事項に関する照会』に対する回答において、「故意」は知的財産権の懲罰的賠償条項を適用するための主観的要件、「重大な情状」は主に加害者の侵害手段、方式及びそれによって引き起こされた結果に対する客観的評価であり、2つの構成要件に対して不適切な交差又は重複した評価をしないように注意しなければならないとしている。また、最高人民法院は、「知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」（2021年3月3日施行）において、「故意」や「重大な情状」について司法解釈を示しており、3条において故意ありという初期的な認定をすることができる事由（例えば、原告又は利害関係者から通知、警告を受けた後に、被告が権利侵害行為を継続した場合など）が、4条において情状が深刻であることの認定ができる事由（例えば、権利侵害を理由として行政処罰又は判決により責任を負った後、再び同様又は類似の侵害行為を行った場合など）があげられている。

国家知識産権局が2024年4月30日に公表した「2023年中国知的財産権保護状況」及びその他公式資料によれば、懲罰的損害賠償が適用された知的財産権の民事訴訟事件は319件（前年比で+117%）であり、判決金額は11.6億元（前年比で3.5倍）とのことである。

(d) 刑事上の制裁

専利権侵害、商標権侵害、著作権侵害は刑事上の制裁の対象であり、情状に応じて有期懲役や罰金が科される。全国の検察機関が2023年に勾留した知的財産関連事件は6,071人（事件数は3,801件）、起訴したのは17,728人（事件数は7,983件）である。

2021年3月に施行された改正刑法において、登録商標の偽造、製造、販売罪（213-5条）の情状が特別に深刻である場合の刑期が長期7年から長期10年に拡大されるなど厳罰化された。また、最高人民法院と最高人民検察院は、「知的財産権侵害刑事事件の審理に関する具体的応用法律問題に関する若干の解釈（三）」（2020年9月14日施行）において、罰金額の判断基準について司法解釈を示している。これによると、罰金額は犯罪による違法所得額、違法売上高、権利者に与えた損害額、侵害物品の数量及び社会への危害等の事情を総合的に考慮して判断され、①一般的には、違法所得額の1倍以上5倍以下、②違法所得額を認定することができない場合には、罰金額は一般的に違法売上高の50%以上1倍以下、③違法所得額及び違法売上高を認定することができない場合には、3年以上の有期懲役に処するか否かによって、3万元以上100万元以下の罰金額か、又は15万元以上500万元以下の罰金額となる。

また、最高人民法院及び最高検察院は、2023年1月18日付けで「知的財産権侵害刑事事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈（意見募集稿）」を公表し、パブリックコメントを募集した。今後、知的財産権侵害事犯に対する厳罰化が進むかが注目される。

②地方保護主義

2017年版不公正貿易報告書54頁参照。

(2) 商標における抜け駆け出願、特許・意匠・実用新案における冒認出願問題

①他人の商標やキャラクターを盗用した出願

<措置の概要と懸念点>

我が国地名や地域ブランド、企業の商標、キャラクター等が第三者によって出願、登録されてしまう事例（抜け駆け出願）が多数あることが報告されている。このような中国における商標出願問題に苦しむ我が国企業等は後を絶たず、その対策は依然として中国における重要な課題の一つである。

我が国としては、今後も 2019 年 11 月の悪意による商標出願行為の規制強化の商標法改正後の運用、今後予定されている商標法改正及び抜け駆け出願による被害拡大の効果的防止につき注視するとともに、二国間協議や多国間枠組みの場を通じて対処していく必要がある。

<最近の動き>

中国においては、2022 年 1 月に、2019 年商標法改正後の実務を踏まえたガイドライン「商標審査審理指南」が施行され、使用を目的としない悪意の商標登録出願の解釈や該当する行為等について規定し、審査基準の明確化及び取締りの強化を図っている。また、2022 年 12 月に、商標代理市場の秩序をかく乱したとみなされる行為や代理機構の停止処分等について規定した「商標代理監督管理規定」が施行され、商標代理行為の規範化等を進めることで商標代理業界の健全な発展を図っている。さらに、2023 年 1 月には、国家知識産権局により商標法改正草案が公表され、草案に対する意見募集が実施された。本草案は、悪意による商標登録出願の規制や商標の使用義務の強化等、さらなる対策に関する規定が盛り込まれている。加えて、2023 年 5 月に、「悪意の商標登録を体系的に管理し、質の高い発展を促進するための業務方案（2023－2025 年）」が公布され、悪意の商標登録に対する今後の方針を示している。

また、中国が参加している地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が、2022 年 1 月に発効した。同協定では、悪意で行われた商標出願を拒絶し、又は取り消す当局の権限について規定されており、協定上の義務が着実に履行されるよう注視していく必要がある。

②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の濫用

<措置の概要と懸念点>

外国において発明・考案された特許・実用新案や創作された意匠が、中国において、発明者、考案者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが報告されている。特に実用新案・意匠においては方式的な審査にとどまっており、権利行使時に権利の有効性について審査官が作成する専利権評価報告書の提出が義務づけられていないなど、権利者にとって不利な状況が生じ得ていた。

<最近の動き>

2021 年 6 月に施行された改正専利法に伴い、2023 年 12 月に専利法実施細則と専利審査指南 2023 が公表され、2024 年 1 月に施行された。同実施細則及び同審査指南では、実用新案・意匠の初歩審査において進歩性の顕著な欠陥が審査されることが規定され、専利権評価報告書の請求要件について被疑侵害者も請求可能となるなどの改正がなされた。今後も、改正専利法の運用等を注視していくとともに、引き続き二国間協議や多国間枠組みの場などを通じて対処していく必要がある。

(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

<措置の概要と懸念点>

中国においては、「技術輸出入管理条例」、「技術輸出入管理条例実施細則」、「技術輸出入契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）等に対して従来規制が行われており、当該規制については、特許権者に実施許諾契約を締結する権

利を認めた TRIPS 協定 28 条 2 項に関して同 3 条（内国民待遇）の観点から問題が指摘されていた。

2019 年 3 月 18 日に、中国は、国务院の決定により、これまで日本、米国及び EU が懸念を表明してきた技術輸出入管理条例（以下、「管理条例」という）等の一部条項を削除したところ、今後は、管理条例等の改正後の実際の運用、とりわけ地方政府においても当該改正を踏まえた適切な運用がなされるか否かについて注視が必要である。以下に、TRIPS 協定との関係で従来指摘されていた問題となり得る点を列挙する。

①改良技術の帰属（旧管理条例 27 条及び 29 条第 3 号）

旧管理条例 27 条（2019 年 3 月に削除）は、ライセンス等により供与された技術を改良した技術は、改良を行った当事者に帰属するとしており、加えて、同条例 29 条 3 号（2019 年 3 月に削除）は、技術受入側がライセンス等により供与された技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、技術供与側がこれを制限することを禁止していた。

一方、国内の技術の譲渡又はライセンス契約については、中国旧契約法 354 条（民法典 875 条）では、契約当事者は、改良した技術成果の分配につき、契約で定めることができるとされており、管理条例にあるような強制的な規定は見当たらなかった。また、旧契約法 355 条（民法典 877 条）は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、当該別段の定めが適用されると規定していた。かかる扱いは技術輸出入に該当するライセンス契約の場合には、特別法である管理条例が優先的に適用される一方、それ以外の通常の国内の技術の譲渡又はライセンス契約には中国旧契約法 354 条が適用されることを示していた。管理条例の適用対象である技術輸出入においては、外国企業が技術供与側の立場になることが多いと想定されるところ、当事者の約定に関わりなく、改良した技術が改良を行った当事者に帰属すると定める当該条例は、技術供与側となる外国企業にのみ強制的な規定を適用しようとするものであり、内外差別的な措置として TRIPS 協定 3 条 1 項の内国民待遇義務に整合していない可能性が指摘されていた。

②第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務（旧管理条例 24 条）

旧管理条例 24 条 3 項（2019 年 3 月に削除）には、「技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用した結果、第三者の合法的權益を侵害する場合、その責任は供与側が負う」と規定されており、例えばライセンシーがライセンスされた技術を契約に従わない用法で利用した結果として第三者の合法的權益を侵害した場合などには、ライセンサーが免責される可能性があるものの、免責されることが明確になるまでは、自己が関与しない事項であっても第三者に対する侵害責任について何らかの対応をしなければならないと考えられていた。

一方、国内企業間の契約の際に適用される中国旧契約法（353 条）では、第三者の權益を侵害した場合の賠償責任について、当事者の契約で別途定めることができるとされていた。

したがって、上記のように、管理条例において、当事者の約定に関わりなく、第三者の權益の侵害について、技術供与側が当然に一定の義務及び責任を負うとされることは、内外差別的な措置として TRIPS 協定 3 条 1 項の内国民待遇義務に整合していない可能性が指摘されていた。

③技術供与の完全性等の保証（旧管理条例 25 条）

旧管理条例 25 条には、供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成することができることを供与側が保証しなければならないという規定がされており、技術目標の達成のための強制的履行を迫られる可能性があるため技術供与側にとっては実施許諾契約の締結への妨げとなり得る。当該条項は、現在、管理条例 24 条に規定されており、なお有効な状況である。

このように、技術供与側の立場になることが多い外国企業は、依然として技術供与に慎重にならざるをえない状況にある。今後、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約を含む技術供与契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約等を登録管理又は許可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

＜最近の動き＞

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制に関しては、我が国は、2018 年 10 月には世耕経産大臣（当時）が 鍾山商務部長に管理条例の内外差別的規定に関し直接懸念を表明したほか、2019 年 1 月に開催された日中知的財産権ワーキング・グループにおいて、当該規制について意見交換を行うなど、様々な二国間・多国間協議等を通じて、中国に対し、管理条例の一層の明確化や制度改正への働き掛けを行っていた。

米国では、1974 年通商法 301 条に基づき、2017 年 8 月に中国の技術移転・知的財産権問題に対する調査が開始され、2018 年 3 月に公表された調査報告書において、中国の技術ライセンスに関する規制によって、米国の技術所有者は、技術移転に際して市場ベースの条件で交渉する能力を奪われていることが指摘された。さらに、2018 年 11 月に公表された上記報告書の改訂版では、中国は政策を改めていないことを指摘し、差別的なライセンス規制に関して、WTO のパネルで争っていくことが説明された。

管理条例を含む中国の知的財産権保護に関する措置については、2018 年 3 月に米国が WTO 協定に基づく協議要請を行い、二国間の協議では問題解決に至らなかったため、2018 年 11 月に WTO 紛争処理小委員会（パネル）が設置された。

また、2018 年 6 月には EU が、管理条例を含む中国の技術移転に関する措置について協議要請を行った。

その後、2019 年 3 月に中国が管理条例を改正し、指摘されていた規定の多くを削除したところ、上述のパネル審理については、一時中断の後、2020 年 6 月に停止されている。

また、中国は、2020 年 1 月に米国との第一段階の経済・貿易協定に署名した。合意文書には民間企業同士による技術移転が政府の圧力によって行われない約束、行政手続やライセンス要求による技術移転の要求や圧力をかけることの禁止、営業秘密侵害行為に対する民事・刑事面での充実化、政府機関による営業秘密や秘密情報の不正開示の禁止等が規定されている。

今後も、本条例の運用状況や改正に向けた動きを注視すると共に、必要な働き掛けを継続していくことが重要である。

（4）標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出

＜措置の概要と懸念点＞

禁訴令とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者による外国裁判所での提訴等の訴訟手続を禁止する命令をいう。中国の最高人民法院は 2020 年、移動体通信技術の標準必須特許に係る Huawei 対 Conversant 事件において、行為保全措置として、禁訴令を発出した。同事案において、最高人民法院は禁訴令を発出する考慮要素として、①外国裁判所による判決の執行が中国での訴訟に与える影響、②外国裁判所による判決の執行を停止することの必要性、③外国裁判所による判決の執行を停止させないことによる一方当事者が被る損害と、外国裁判所による判決の執行を停止させることによる他方当事者が被る損害のバランス、④公共の利益、⑤国際礼譲の 5 つを挙げている。また、禁訴令に違反した者には、1 日あたり 100 万人民币元の過料（日数で積算）を科すとされた。その後、中国の下級裁判所においても、移動体通信技術の標準必須特許に係る複数の訴訟において禁訴令が発出されている。下級裁判所が発出した禁訴令には、外国において登録された対応する標準必須特許に関して、外国裁判所に係属中の訴訟手続を進行させることだけでなく、新たに外国裁判所に提訴することも禁じるものもある。

＜最近の動き＞

2022 年 2 月、EU は、中国の禁訴令について、TRIPS 協定 1 条 1 項、28 条 1 項、41 条 1 項、44 条 1 項等に整合的でないとして、中国に対して協議要請を行い（DS611）、同年 12 月、パネル設置要請を行った。その後、2023 年 1 月、パネルが設置され（我が国は第三国参加）、パネルは、本件に関する最終報告書を 2025 年の第 1 四半期末頃までに両当事国に配布する予定であることを通知した。

我が国としては、EU その他加盟国と連携しつつ、引き続き中国の禁訴令が協定不整合な形で用いられな

いよう注視していく。

(5) 標準必須特許を巡る訴訟におけるグローバルライセンス条件の決定

<措置の概要と懸念点>

標準必須特許については、特許権者が公正、合理的かつ非差別的な（ Fair, Reasonable And Non-Discriminatory ）ライセンス条件（ FRAND 条件）で、実施者にライセンス契約を締結する旨を宣言（ FRAND 宣言）することが通常求められる。実務上、特許権者と実施者との間でグローバルライセンスを締結することが多いが、FRAND 条件に適合的なライセンス料率の水準について特許権者と実施者で争いになることが多い。また、特許権者と実施者間で事前に管轄を合意できないケースが多いため、国際的な並行訴訟が発生しやすい。2017 年以降、米国カリフォルニア中央地区連邦地裁（ TCL 対 Ericsson 事件）、英国最高裁（ Unwired 対 Huawei 事件）等が、標準必須特許に関するグローバルライセンス料率を決定する判決を下してきたが、2023 年 11 月に中国重慶市第一中級人民法院が、OPPO（実施者）対 Nokia（特許権者）において、グローバルライセンス料率を決定する判決を中国において初めて下した。当該判決は、世界各国の特許権に関するライセンス料率をまとめて設定するものであり、本来他国の裁判手続で決定すべき他国特許権の法的効力やライセンス条件等についてまで当該判決が拘束力を持ってしまい、他国特許権の権利行使が制約されうるという懸念がある。また、2023 年 12 月、EU は、TRIPS 協定 63 条 3 項 2 文に基づき、中国に対して上記判決の判決文の提供を正式に要請している。

<最近の動き>

2025 年 1 月、EU は、中国におけるグローバルライセンス条件の決定について、外国特許の独立性侵害（パリ条約 4 条の 2、TRIPS 協定 2 条 1 項、28 条 1 項、28 条 2 項違反）、外国特許に係る特許権侵害（TRIPS 協定 1 条 1 項、28 条 1 項、28 条 2 項、44 条違反）、情報提供義務違反（TRIPS 協定 63 条 3 項 2 文違反）として、中国に対して協議要請を行った（DS632）。

我が国としては、グローバルライセンス条件の決定に関する中国の措置が協定不整合な形で用いられないよう注視していく。

政府調達

[加入に伴う約束]

WTO 政府調達協定は、いわゆる複数国間協定であり、本協定への加入を選択する国だけを拘束するルールである。そのため、締約国は、先進国を中心とする一部の国にとどまっている。中国は WTO 加盟時に、WTO 政府調達協定に将来加入すること、当面はオブザーバーとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は無差別待遇を供与すること等を約束しており¹⁷、WTO 加盟後、2002 年 2 月に政府調達委員会のオブザーバー資格を得ている。

2007 年 12 月、中国は WTO 政府調達協定加入申請及び附属書 I の初期オファーを提出し¹⁸、加入交渉が開始された。しかし、初期オファーについては様々な問題点が指摘され、各国から早期の改訂オファーの提出が要請された。これを受け、中国は、2010 年 7 月に改訂オファー¹⁹、2011 年 11 月に第 2 次改訂オファー²⁰、2012 年 11 月に第 3 次改訂オファー²¹、2013 年 12 月に第 4 次改訂オファー²²、2014 年 12 月に

¹⁷ Report of the Working Party on the Accession of China (WT/ACC/CHN/49), Protocol on the Accession of the People's Republic of China (WT/L/432)

¹⁸ GPA/ACC/CHN/1

¹⁹ GPA/ACC/CHN/16

²⁰ GPA/ACC/CHN/30

²¹ GPA/ACC/CHN/41

²² GPA/ACC/CHN/44

第 5 次改訂オファー²³、2019 年 10 月に第 6 次改訂オファー²⁴を提出した。習近平国家主席は 2018 年 4 月に中国で開催されたボアオ・アジアフォーラムにおける演説で政府調達協定加入プロセスを加速化すると言及しており、早期の WTO 政府調達協定加入が期待される。

〔実施状況〕

中国の政府調達に関する法令としては、2003 年 1 月に施行された政府調達法（Government Procurement Law）と政府調達法の実施規則（Implementing Regulations of the Government Procurement Law）のほか、入札法（Law of the People's Republic of China on Tendering and Bidding）及びその実施規則（Implementation Regulations）などがある。今後、中国が WTO 政府調達協定に加入する場合には、政府調達法を含む中国の関連法制が WTO 政府調達協定における規律と整合しているかどうかを注視していく必要がある。

＜政府調達における外国製品の扱い＞

2003 年 1 月に施行された政府調達法（Government Procurement Law）のもとでは、政府調達においては、国内産品を調達することが求められている（詳細は、後述の[政府調達法改正]を参照。）。

また、2021 年 8 月、英国通信社は中国財政部及び工業和信息化部が同年 5 月に 41 項目 315 品目の政府調達における国産調達率を定めた非公開の内部通達（551 号文書）を傘下の地方政府部局に対して発出し、国産品を優先購入するよう指示したと報じた。実際に我が国企業からも入札において国産品が条件に課されているとの声が出ており、上記項目の政府調達において外国製輸入品が事実上、排除されていないか今後の動向に留意が必要である。

＜政府調達における外資企業の扱い＞

中国政府は、2020 年 1 月に施行した外商投資法及びその実施条例の中で、政府調達において外商投資企業が中国域内で生産した製品及び提供するサービスを内外資平等に取り扱うと規定した。また、中国財政部は 2021 年 10 月 13 日付で「政府調達における内外資企業の平等な取り扱いの実現」に関する通知を公布し、中国国内で生産された製品は内外資企業を平等に扱うと発表している。

しかしながら、中国米商會白書などによれば、2019 年より「安可（安全可控）」、あるいは「信創（信息化応用創新）」と呼ばれる制度が施行されたとの情報がある。この制度では、「安可目録／信新創目録（非公表）」という政府調達の推奨企業・製品リストに掲載されたもののみ政府調達に採用されることになっており、外国製輸入品のみならず外資企業の現地生産品も政府調達から排除される可能性がある。これに対して、我が国企業からも対象品に選定されるための条件や基準が開示されていないため、著しく外商投資企業にとって不利な状況との声があがっており、「外商投資法」などの関連法制度と相反する不透明な措置の可能性がある。

さらに、2022 年 9 月には、中国政府の国有資産監督管理委員会が、国有企業に対し、情報システムの全面的な国産化を進めるよう、「79 号文書」と呼ばれる非公表の文書で通達したとの報道がある。報道によれば、同文書では、2023 年 1 月から 3 ヶ月ごとに国産化の進展状況を同委に報告することも求めている。

2023 年 8 月には、財政部及び工業和信息化部は、コンピュータ等 4 品目（デスクトップコンピュータ、携帯用コンピュータ、OS、データベース）の政府調達における新たな標準を策定し、その意見募集を行った。2023 年 12 月、財政部及び工業和信息化部は、上記の政府調達標準を公表した。同標準では、調達条件として、対象産品が、中国情報セキュリティ評価センターの「評価結果」に即したものであることを必須としている。別途同時期に公表された「評価結果」では、中国企業の製品のみが記載されているため、外国企業製の対象産品は入札ができないことになっている。

「貿易関連投資措置」の項目で記載のとおり、2023 年 8 月に公表された「外商投資環境のさらなる最適

²³ GPA/ACC/CHN/45

²⁴ GPA/ACC/CHN/51

化と外商投資誘致活動の強化に関する意見」では、外資系企業の法に基づく政府調達への参加の保障が掲げられ、2024年3月に公表された「高水準の対外開放を確実に推進し、外国投資の誘致・活用に一層努力するための行動計画」でも基準に適合する国内企業・外資企業が生産する製品を政府調達活動において同一のものとして見て対等に扱う旨が記載されている。しかしながら、上記のとおり、外資企業が政府調達から排除されている状況が見られる。また、上記の2023年8月の意見や2024年3月に公表された計画等では中国に拠点がある外資企業が対象となっており、中国国外に拠点をもち外国企業が製造する製品や提供するサービスは対象になっていないように見受けられる。

中国は政府調達協定及びハイスタンダードな協定に加入申請しているが、こうした矛盾した動きは中国におけるビジネスの予見可能性を損なうものでもあり、今後も注視していく必要がある。

＜国産品の基準に関するパブリックコメントの実施＞

2024年12月に「政府調達分野における国産品基準及び実施政策の関連事項に関する通知」のパブリックコメントが実施された。中国国内の政府調達に求められる国産品基準として①製品が中国国内で生産され、原材料や部品から製品への属性変更が行われていること、②製品のうち中国国内で生産された部品の原価が規定の割合に達すること、③特定の製品については、主要な部品が中国国内で生産され、主要な工程が中国国内で完結すること、といった条件が要求され、中国国内の政府調達活動において、国産品と非国産品が競争に参加する場合、国産品に対し20%の価格割引が適用され、割引後の価格で評価が行われるとされている。

②の国産部品の割合や、③の特定の製品の主要部品および主要工程の要件に関しては、3～5年以内に、財政部が関連部門と連携し、国内外の企業を含む関係者と十分な協議に基づき決定するとされている。また、当該基準は、国際ルールに沿ったものであり、中国がGPAやCPTPPに加入した後は、これらの協定の締約国の製品に、協定に従い免除を与えるとされている。

日本政府は、今後定められる国産部品の割合が不当に高くなれば、外資系企業が不利になりうること、国産品基準の適用が拡大され、本来「政府調達」に該当するとは言えない調達にまで適用されるとすれば、GATT3条の内国民待遇義務違反になりうること等についてコメントを提出した。今後も動向を注視していく。

【政府調達法改正】

＜措置の概要＞

2003年1月に施行された政府調達法（Government Procurement Law）では、政府調達において、国産品を調達することが求められている。

同法については、2020年12月から2021年1月に第1回、2022年7月から8月に第2回の、改正案のパブリックコメントがそれぞれ実施された。

改正案の概要は以下の通り。（以下に示す具体的条文はパブリックコメントに付された条文案に基づく仮訳。）

（1）12条の調達者の定義に「その他調達実体」を追加。「その他調達実体とは、公共目的を実現するために公用事業に従事し、公共インフラまたは公共サービスネットワークを運営する公益性国有企業を指す。」の案となっており、政府機関のみならず公益性国有企業まで対象が広がっている。

（2）改正案の23条では、現行の10条の「政府調達は、中国域内で調達できない、または合理的なビジネス条件で入手できない場合を除き、本国の物品、工事、サービスを調達しなければならない」が維持され「中国域内で生産された製品が規定の付加価値比率等の条件を満たす場合は、政府調達活動において審査優遇が得られなければならない」が追加されている。

（3）24条において、2020年12月公表の改正案で追加された「国家安全の擁護」に関する規定を更に拡充。具体的には「政府調達は国家安全上の要請を実行し、法律法規の国家安全に関する製品標準、サプライヤー資格条件、知的財産権、情報発表及びデータ管理等の規定を執行しなければならない。国家秘密

に関わる調達プロジェクトは、公開競争以外の方式と手続を採用しなければならない。国は政府調達安全審査制度を確立し、国家安全に影響を及ぼす可能性のある政府調達活動に対して安全審査を実施する」とされている。

（４）国際条約との関係については、118 条に「中国は、締結または加入した国際条約及び協定に基づき、他の締約国及び参加国に対し、政府調達における最恵国待遇、内国民待遇を与える。」とされている。

<国際ルール上の問題点>

12 条や 23 条について、仮に GATT 3 条 8 項（a）に規定する「政府機関による調達を規制する法令又は要件」または GATS 13 条 1 項に規定する「政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件」に該当しない調達についてまで、産品及び調達先を中国国内に限定するのであれば、GATT 3 条 4 項または GATS 17 条の内国民待遇義務に抵触し得る。また、中国は WTO 加盟議定書の一部を構成する作業部会報告書パラ 47 において、国有企業及び国家投資企業による商業用又は非政府用の調達は政府調達には該当せず、GATT 3 条及び GATS 17 条等の適用を受ける旨約束しており、上記義務との抵触が疑われるだけでなく、自国の加盟議定書における約束にも反し得る。

23 条について、中国域内での付加価値比率が高い製品ほど政府調達において優遇されるという 明らかな国産品優遇が規定されており、中国が加入交渉中である、WTO の「政府調達に関する協定」（GPA）4 条（無差別待遇）1 項及び 2 項との整合性が問題となるおそれがある。

24 条について、政府調達安全審査制度の下で規定される「国家安全に影響する可能性のある政府調達活動」の範囲が極めて不明確かつ漠然としており、当該規定の対象が WTO 協定の安全保障例外に関する規定のもと許容される範囲を越え、非常に広範・恣意的に適用されるおそれがある。加えて、中国が締約国である RCEP 協定 16 条 4 項 1 項の透明性規律にも抵触するおそれがある。

118 条は、中国が国際協定に加盟すれば、その加盟国に内国民待遇、最恵国待遇を与えるとされており、中国が加入交渉中の GPA も念頭においた規定のように思われるが、上記のとおり、政府調達の範囲を超えて国産品・国内サービスの優遇が行われる可能性もあり、今後の改正動向を注視する必要がある。

<最近の動き>

中国政府が 2022 年に行ったパブリックコメントを受けて日本政府として意見を提出したほか、2024 年 3 月に実施した第 21 回経済産業省と中国商務部との次官級定期協議や、2023 年 2 月に実施した日中経済パートナーシップ協議、2024 年 11 月、2025 年 3 月に行われた武藤経済産業大臣と王商務部長との二国間会談等の場において、国際的ルール慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。また、WTO 各種委員会でも懸念を表明している。

一方的措置・その他

（1）外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法

<措置の概要>

2021 年 1 月、中国商務部は、外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法を公布し、即日施行した。本法は、中国国家安全法に基づき、国家主権・安全・発展の利益を保護し、中国の国民・法人その他組織の正当な権利利益を保護することを目的として、外国の法令等が不適切に域外適用されている場合は、政府はその影響を阻止するための措置をとることができることとしている（1 条）。具体的には、中国の国民及び法人等に対し、他国の法令及び措置によって第三国の企業等との正常な経済・貿易及び関連する活動を禁止又は制限された場合、30 日以内に中国政府に対して報告することを罰則付きで義務付けている（5 条・13 条）。中国政府が不当な域外適用の状況があると認めた場合には、当該他国の法令及び措置の承認・執行・遵守を禁止する禁止令を出すことができる（7 条）。さらに、禁止令の対象となった外国の

法令及び措置によって、中国の国民及び法人等の正当な權益が侵害された場合、中国の国民及び法人等は、当該法令及び措置を遵守した当事者に対して中国の裁判所において損害賠償を請求することができ、損害賠償請求認容判決を受けた当事者が履行しない場合は強制執行の対象となる（9条）。ただし、中国の国民及び法人等は、禁止令の遵守について免除（9条上の損害賠償責任も免責される）を求めることができ（8条・9条）、かつ、外国の法令及び措置を遵守しない結果として被った重大な損失について政府の支援を求めることができる（11条）。なお、外国の法令及び措置が不適切に域外適用されている場合、中国政府は必要な対抗措置を講じることができる（12条）。

<国際ルール上の問題点>

本法の下では、第三国の企業等は、他国の法令又は措置に従うことで損害賠償責任を問われ当該賠償決定に従わない場合には強制執行を受ける可能性もあるため、第三国の企業等は、他国の法令の不遵守によるリスクか、中国の損害賠償請求の執行を受けるリスクかのいずれかの選択を強いられ、板挟み状態になる。

これに対して、中国の企業等は、本法8条及び9条に基づき、禁止令について免除を得て損害賠償責任についても免除される可能性があるが、第三国の企業等にはその可能性がない点で、中国事業者に対する優遇措置に該当し、中国のGATS上の約束の範囲内であればGATS17条の内国民待遇義務違反に該当する可能性がある。

その上、中国の企業等は、本法11条に基づき、外国の法令及び措置を遵守せず被った重大な損失について政府の支援を求めることができるが、外国企業には同様の支援は規定されていない。外国法不遵守による損失について支援を受けられるか否かにつき、中国事業者のみ有利な待遇を受けられるので、やはり中国のGATS上の約束の範囲内であればGATS上の内国民待遇義務違反（GATS17条）にあたりうる。また、例えば、外国の規制対象技術を使用した物品を比較した場合、輸入品は、少なくとも生産者（外国生産者）は本法11条上の支援（他国法を遵守せずに販売を継続することに対する支援）を受けられないのに対して、中国産品は、生産者（中国生産者）も支援を受けることができるため、輸入品に不利な待遇としてGATT上の内国民待遇義務（GATT3条4項）違反となる可能性がある。

また、本法12条に基づき中国政府が他国政府に対して採る具体的な対抗措置は、WTO協定上の利益が害されたか否かの判断について紛争解決手続によらない一方的措置の禁止（DSU23条）に違反する可能性が高い。さらに、当該対抗措置の内容次第では、WTOの実体規律に不整合となりうる。例えば、当該措置の内容が物品の輸入禁止又は制限であった場合には、正当化事由に該当しない限り、数量制限の一般的廃止（GATT11条1項）違反に該当する可能性が高いといえる。なお、他国の法令に従うか否かは基本的に各事業者及び当該事業者が所在する国の判断に委ねられるべき問題であろう。中国が自国領域を越えてかかる判断に規律を及ぼそうとすることは、一般国際法上も許容されない不当な管轄権行使となりうる。本法は、他国による法令の域外適用を批判する一方で、自らもそれと同様の域外適用の構造を有しており、少なくとも第三国との関係において本法の適用を正当化することは困難である。

<最近の動き>

本法に基づいた主張が当事者からなされた公表済みの裁判例は2023年1月末時点で2件確認されたが、本法による損害賠償請求等を認めた事例は確認されなかった。今後も、本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本法の改善を求めていく。

(2) 反外国制裁法

<措置の概要>

2021年6月、反外国制裁法が、全国人民代表大会で可決され、即日施行された。本法では、外国国家が中国に対して抑圧し、圧力をかけ、中国の国民・組織に対して差別的な制限措置を実施し、中国内政への干渉を行った場合、中国は相応の対抗措置を採る権利を有する（3条）。対抗措置の対象は、対抗措置リ

ストに掲載された個人・組織だけでなく、その直系親族や組織上の上級管理者等にまで及ぶ（5 条）。対抗措置の内容としては、①査証の発給停止/取消、入境禁止、国外追放、②動産/不動産の差し押さえ/押収/凍結、③中国国内の主体との関連取引/協力等の禁止/制限、④その他の必要な措置となる（6 条）。中国国内の主体との関連取引等の禁止・制限も含むものとされた。中国の組織・個人は国務院が講じた対抗措置を執行しなければならない、違反した場合、法に基づき法的責任を追及される（11 条、14 条）また、いかなる組織・個人も、外国の国家が中国の国民・組織に対して採った差別的な制限措置を執行又はその執行に協力してはならず、これに違反して中国の国民・組織の合法的な権益を侵害した場合、当該中国の国民・組織は違反者に対して訴訟を提起し、侵害の停止及び損失の賠償を要求できる（12 条）。

＜国際ルール上の問題点＞

本法 12 条で外国が採る差別的な制限措置の執行の禁止の対象となる第三国の企業等は、他国の法令又は措置に従うことで損害賠償責任を問われ、当該賠償決定に従わない場合には強制執行を受ける可能性もあるため、第三国の企業等は、他国の法令の不遵守か、中国の損害賠償請求の執行を受けるかのいずれかの選択を強いられ、板挟み状態になる。

また、本法に基づき中国政府が他国政府に対して採る具体的な対抗措置は、他国措置の WTO 協定非整合性を問題視しているといえる限りにおいて、WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断について紛争解決手続によらない一方的措置の禁止（DSU 23 条）に違反する可能性がある。

さらに、中国の対抗措置の内容次第では、WTO の実体規律に不整合となりうる。例えば、当該措置の内容が物品の輸入禁止又は制限であった場合には、正当化事由に該当しない限り、数量制限の一般的廃止（GATT 11 条 1 項）違反に該当する可能性が高いといえる。

＜最近の動き＞

2021 年及び 2022 年にかけて、本法に基づく制裁措置が相次いで発表された。詳細は、2023 年版不正貿易報告書 52 頁及び 53 頁参照。

2023 年以降の動きとしては、2023 年 4 月、中国外交部は、本法に基づき、台湾を訪問したマッコール米議員に制裁を加えたと発表した。

また、2023 年 9 月、台湾に先進兵器を提供したとして Lockheed Martin Space Systems Company ミズーリ州セントルイス市支社と Northrop Grumman に対し、制裁を実施すると発表した。

さらに、2023 年 12 月、米国による 2 名の中国新疆当局者と中国企業 3 社の制裁への対抗措置として、新疆に関する機微情報の長期収集・提供とされるアメリカ情報データ会社 Kharon、同社の調査員と元アメリカ高等国防研究センターの研究員に対して、入国禁止・資産凍結・中国国内の国民・団体との取引の禁止等の制裁措置を発表した。

2024 年 1 月には、米国が台湾に武器を販売し、中国企業と個人に対して不法な制裁を実施したとして、対抗措置として、BAE Systems Land and Armament 社、Alliant Techsystems Operation 社、AeroVironment社、ViaSat社、Data Link Solutions 社の、合わせて 5 社の米国軍需企業に制裁措置を加えることを決定した。措置の内容には、中国国内にある動産、不動産及びその他の各種財産の凍結や国内の組織・個人との取引等の活動の禁止が含まれる。2024 年 1 月以降も数次に渡り、反外国制裁法に基づき、台湾に武器を販売した米国企業を制裁対象に加えることを発表。2025 年 3 月、中国は反外国制裁法の明確化、措置の強化のため実施規定を公布。

本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本法の改善を求めていく。

（3）信頼できない実体リスト規定

＜措置の概要＞

2020 年 9 月、中国商務部は信頼できない実体リスト規定を公布し、即日施行した。本規定は、中国対外貿易法、中国国家安全法等に基づき、国家主権・安全・発展の利益を保護し、中国企業その他組織・個人

の合法的な権益を保護することを目的として、相応の措置を講じるものである。すなわち、国際経済貿易及び関連活動における外国実体（外国企業その他の組織・個人を含む）の、①中国の国家主権・安全・利益の発展に危害を及ぼす行為、又は②正常な市場取引原則に違反し、中国企業等と正常な取引を中断し、又は中国企業等に対して差別的措置を採り、中国企業等の合法的な権益に深刻な損害を与える行為に対し、国は信頼できない実体リスト制度を構築し、相応の措置を講じる（2条）。リストに掲載される外国実体は、①中国の主権・安全・利益の発展に及ぼす危害の程度、②中国企業等の合法的な権益に与える損害の程度、③国際的に通用する経済貿易規則に合致するか否か等を考慮の上、決定し、公布されることになる（7条）。

リストに掲載された外国実体に対して、①中国関連の輸出入活動への従事の制限・禁止、②中国国内での投資の制限・禁止、③関係人員・移動手段等の入国を制限・禁止、④関係人員の就業許可・在留資格等の制限・取り消し、⑤相応額の罰金、⑥その他必要な措置を採ることができ、その他関連団体及び個人に協力が義務づけられる（10条）。

<国際ルール上の問題点>

本規定は規定内容が曖昧であり、信頼できない実体リストに掲載されるための考慮要素（特に、中国の「主権」や「利益」の発展に危害を及ぼすか否か等）がどのように解されるかも、リストに掲載された外国実体に対して実際にどのような考慮によってどのような措置が講じられるかも、明らかではない。そのため、信頼できない実体リストに掲載する外国実体の認定や、外国実体に対して講じられる措置の内容について、適用の公平性や透明性の確保が担保されうかが懸念され、また、運用に関する予測可能性が著しく低いといえるため、一律の公平かつ合理的方法での措置の実施を要求する GATT 10 条 3 項 (a) 等に不整合といえる可能性がある。また、本規定 10 条に基づいて実際にリスト掲載企業に講じられる措置の内容次第では、関連する WTO の実体規律に不整合となり得る（たとえば輸入制限が講じられる場合は GATT 11 条 1 項違反の可能性が生じる等）。

さらに、本規定 2 条の規定によると、第三国の企業が、中国企業との取引を禁じる外国政府の規制（たとえば米国の再輸出管理等）を遵守する行為が、「正常な市場取引原則に違反し、中国企業等と正常な取引を中断し、又は中国企業等に対して差別的措置」として「中国企業等の合法的な権益に深刻な損害を与える」と評価され、本リストに掲載され本規定 10 条の措置の対象となりうるという板挟み状態になりうる可能性も指摘されている。

<最近の動き>

中国商務部は 2023 年 2 月、台湾への度重なる兵器売却によって中国の安全と主権・領土の完全性を損なったことを理由として、米国企業 2 社を信頼できない実体リストに掲載すると発表した。2020 年 9 月の本規定の施行以来、初めてのリスト掲載となる。2024 年 5 月、2025 年 1 月、2 月、3 月にも米国企業をリストに加えたと発表。本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本法の改善を求めていく。